

(様式2)

# 人権施策推進計画 R2年度事業実施状況及びR3年度事業実施計画報告書

資料 1

## I 人権教育・啓発の推進

### 1. 人権教育

#### (1) 学校における人権教育の推進

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
①	幼児教育	保育所等指導事業 (子ども・子育て支援課)	保育所等における乳幼児の保育内容の充実と保育所等職員等の職員の資質の向上を図るため、中堅・新任保育士を対象とした職員の研修の実施	<p>児童福祉の専門職としての自覚を深め、他の保育士や保護者に対し、適切な助言や指導ができるよう研修内容として実施する。</p> <p>○保育士等キャリアアップ研修(保護者支援・子育て支援) 島根県福祉人材センター主催 &lt;東部地区&gt; 開催: 令和3年1月、定員: 60名 &lt;西部地区&gt; 開催: 令和3年1月、定員: 40名</p> <p>○新任保育士・保育教諭研修 島根県福祉人材センター主催 &lt;東部地区&gt; 開催: 令和2年11月、定員: 60名 &lt;西部地区&gt; 開催: 令和2年10月、定員: 45名</p>	<p>新任や中堅の保育士がそれぞれの役割を理解し、児童福祉の専門職としての自覚を深めることに寄与した。</p> <p>国の進める保育士研修の体系化の方向性に留意しつつ、適切な研修体系を構築していく必要がある。</p> <p>新規採用保育教諭・保育士研修については、県社協にて同様の研修があることから、令和2年度より県社協に委託</p>	<p>児童福祉の専門職としての自覚を深め、他の保育士や保護者に対し、適切な助言や指導ができるよう研修内容として実施する。</p> <p>○保育士等キャリアアップ研修(保護者支援・子育て支援) 島根県福祉人材センター主催 令和3年度よりフェロー・トレーニングにより実施、定員200名</p> <p>○新任保育士・保育教諭研修 島根県福祉人材センター主催 &lt;東部地区&gt; 開催: 令和3年11月、定員: 60名 &lt;西部地区&gt; 開催: 令和3年11月、定員: 40名</p>
	幼稚園教育理解推進事業 (教育指導課)	幼稚園教育理解推進事業 (教育指導課)	教職員の人権感覚を磨くとともに、幼児期における適性性の芽生えを培うための実践的指導力を向上	<p>1 幼児教育推進研修 日 時: 令和2年8月18日(火) 会 場: 出雲市民会館、ニューウェルシティ出雲 ※ コロナウイルス感染拡大防止のため、集合型での開催を中止 ※ 計画を策定し、管理職、中堅者、新任者に特化した個別訪問、及び研究実践園が作成した研究のまとめを送付した。</p> <p>2 幼小連携・接続研修 日時と会場 【安来会場】令和2年6月16日(火) 安来市役所 【大田会場】令和2年7月27日(月) 大田集合庁舎 【雲南会場】令和2年8月4日(火) 雲南合同庁舎 【益田会場】令和2年8月5日(水) 益田合同庁舎 【隠岐会場】令和2年8月7日(金) 隠岐合同庁舎 【浜田会場】令和2年8月7日(金) 浜田合同庁舎 ※ コロナウイルス感染拡大防止のため、集合型での開催を中止 ※ 受講予定者には、資料を送付し、自主研修後、課題を提出してもらった。</p> <p>3 保育教諭・幼稚園教諭・保育士合同研修 日 時: 令和2年11月2日(月) 会 場: &lt;メイン会場&gt; 出雲合同庁舎、浜田合同庁舎、益田合同庁舎、隠岐合同庁舎、高前集合庁舎 参加者: 146名</p>	<p>1 幼児教育推進研修 日 時: 令和3年8月3日(火) 会 場: 出雲市民会館、ニューウェルシティ出雲</p> <p>2 幼小連携・接続研修 今年度より、市町村主催での開催を支援する。</p> <p>3 保育教諭・幼稚園教諭・保育士合同研修 日 時: 令和3年11月19日(金) 会 場: &lt;メイン会場&gt; 松江合同庁舎 &lt;サテライト会場&gt; 出雲合同庁舎、浜田合同庁舎、益田合同庁舎、隠岐合同庁舎、高前集合庁舎</p>	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
1	①幼児教育	就学前入権教育講座 (人権同和教育課)	幼児期における人権教育についての理解を深めることで、子ども一人一人を大切にしたい幼児教育・保育の実践力向上につなげる。	令和2年度実施状況 ◎就学前入権教育講座 8月27日 出雲合同庁舎 講師:新保真紀子先生 受講者:68名 1 幼児期から育みたい人権の力～幼児教育に今、求められるもの～ 2 幼児期における人権教育の充実に向けて ◎就学前入権教育講座代替研修会 9月10日 鳥取県民会館 講師:人権同和教育課 受講者:12名 8月27日の新保先生の講義・演習の録画を視聴	◎就学前入権教育講座 8月26日 出雲合同庁舎 1 幼児期における進路保障(講義) 2 幼児期における進路保障の実践(実践発表・三刀屋こども園)	実践モデル園は「仲間とつながり合う幼児の育成～互いの思いを出し合える集いの場を通して～」をテーマに、園児一人一人の思いを大切にしたい集団づくりの取組を進めている。令和3年度には、実践発表会を予定しており、県内より50名程度の参加者を期待している。実践モデル園の取組も、訪問指導を計画している。鳥根がめざす人権教育に基ついた実践が進められるように実践モデル園の支援に努める必要がある。  研究指定園 ・浜田市立石鳥幼稚園(令和3年度) ・PTA研修 6月12日(土)人権プログラム ・親子でふれあう行事や活動 5月:親子で遊ぶ会 7月:夕涼み会 10月:運動会・なかよしまつり 通年:親子読書 ・指定PTA連絡会及び人権・同和教育研修会 5月7日(金) 講義・演習
		人権・同和教育研究指定園 事業 (人権同和教育課)	人権・同和教育の推進と充実を図るため、県内幼稚園または認定こども園の1園を指定し、人権・同和教育実践上の諸問題について研究し、その成果を公表	研究指定園 ・雲南市立三刀屋こども園(令和元～2年度) 研究主題 「生き生きと生活し、共に育ち合う子どもの育成～人と人とのあたたかい関わりを通して～」 訪問等計画 ・教職員研修(5月30日、8月7日) ・研究発表(7月7日、8月26日、9月17日、9月23日、10月21日) ・PTA研修(未定) ・指定PTA連絡会及び人権・同和教育研修会(コロナのため中止)	研究指定園は「生き生きと生活し、共に育ち合う幼児の育成」をテーマに、園児一人一人を大切にしたい保育実践を行い、意欲的に研究に取り組んだ。R2年度には、イルス感性発達大防止のため、研究発表大会は中止とした。2年間の取組をまとめた研究報告を作成し、県内の幼稚園・こども園などに配布することで、研究の成果を普及・周知に努めた。また、研究の講座等で取組を報告する機会を予定している。	
		人権・同和教育「PTA活動」 育成事業 (人権同和教育課)	学社連携のもとで人権・同和教育の推進と充実を図るため、鳥取県幼稚園・子ども園PTA連合会に委託	新制度移行により子ども子育て支援課へ移管	今後、私立幼稚園の教職員の人権教育を継続して推進する必要がある。	
		人権同和教育研修参加支援 事業 (総務部総務課)	私立幼稚園に対し外部で実施される人権同和教育研修への参加経費の助成			

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
②	初等中等教育	人権教育に係る学校訪問 (人権同和教育課)	県立高等学校及び特別支援学校、市立高等学校、私立中等・高等学校のすべてを訪問し、意見交換及び指導・助言を行い、各学校における人権教育の一層の推進を図る	訪問時期：7月～2月 訪問先：県立学校、市立高等学校、私立中等・高等学校のすべて 内容 ・進路保障に係る協議：すべての訪問先で実施 ・研究授業及び教職員研修 ※教職員研修も行う学校には、教育指導課子ども安全支援室指導主事とともに訪問(該当校は10校)。	訪問を通して本県の目指す人権教育を普及するとともに、各学校の承擔把握の状況や取組についての協議を行い、実態について取組のあり方や研修の進め方について助言等を行った。また、教職員研修も実施する学校では、それぞれの学校の要請やニーズに即した研修を計画し、進路保障の理念に基づいた取組につながる研修を行うことができた。今後も継続して取組を進めていく必要がある。	訪問時期：6月～2月 訪問先：県立学校、市立高等学校、私立中等・高等学校のすべて 内容 ・子ども支援の取組に係る協議：すべての訪問先で実施 ・研究授業及び教職員研修 ※協議のみの学校訪問のうち一部の県立学校には、教育指導課子ども安全支援室指導主事とともに訪問する(該当校は7校)。
		人権同和教育推進体制支援事業 (総務部総務課)	人権同和教育推進教員の人的援助 成、校内研修等の実施経費及び校外研修等への参加経費の助成	県立教育センター・私学団体等が実施する研修の周知・参加呼びかけ及び経費の助成	人権同和教育推進教員の人的援助成、校内研修等の実施経費及び校外研修等への参加経費の助成	県立教育センター・私学団体等が実施する研修の周知・参加呼びかけ及び経費の助成
		人権・同和教育研究指定校 事業 (人権同和教育課)	学校教育における人権・同和教育の推進と充実のため、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の中から学校を指定し、人権・同和教育の実践上の諸問題について研究し、その成果を公表	研究指定校(指定年度)及び訪問計画 ・出雲市立集治小学校(令和元～2年度) 研究発表会(11月13日)～コロナ中止、訪問指導(6月11日、6月26日、6月30日) ・隠岐の島町立西郷中学校(令和元～2年度) 研究発表会(10月16日)、訪問指導(6月24日) ・川本町立川本小学校(令和2～3年度) 訪問指導(10月8日、令和3年1月28日) ・松江市立第一中学校(令和2～3年度) 訪問指導(10月28日)	研究指定校は授業づくり、人間関係づくり、(意識)体制づくり、環境づくりなどの分野で意識的に研究を進め、児童生徒一人一人を大切にしたい教育実践が行われた。令和2年度の研究指定校では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、子ども同士の関わりをもたせざる場面に苦慮していた。コロナ禍においても、取組が充実するように支援していく必要がある。 研究指定校が取り組んだ実践については、研究発表会や研究紀要、ホームページ等で紹介する機会を設けた。指定が終了した後も、研修会での実践発表等、様々な機会を捉え、研究成果を発信できるようにしていく必要がある。	研究指定校(指定年度)及び訪問計画 ・松江市立第一中学校(令和2～3年度) 研究発表会(11月18日)、訪問指導2回程度 ・川本町立川本小学校(令和2～3年度) 研究発表会(12月2日)、訪問指導(6月14日、10月7日)
		人権教育実践モデル校事業 (人権同和教育課) 【新規】	人権教育実践モデル校を指定し、人権教育推進と教職員集団の人的意識を高めるための具体的な実践を行い、その成果を公表	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、指定を1年延期	「進路保障」を柱とした人権教育推進と教職員集団の人的意識を涵養するための実践の成果を公表して、各高等学校・特別支援学校の取組が進められるよう、支援を行う必要がある。	指定校：隠岐島前高校、出雲養護学校 指定期間：令和3・4年度 訪問等の計画(7月、10月、2月) 実践に係る協議 ・教職員研修 ・授業研究 等

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果、今後の目標等	令和3年度実施計画
2	②初等中等教育 ③高等教育機関等	高等学校等地域別人権教育研究事業 (人権同和教育課)  人権・同和教育(PTA活動)育成事業 (人権同和教育課)	高等学校等が地域の実情に即した人権教育の推進・充実を図るために、島根県高等学校等「人権・同和教育研究協議会」に人権教育実践上の諸問題についての研究を委託  学社連携のもとで人権・同和教育の推進と充実を図るため、島根県PTA連合会・島根県幼稚園・子ども園PTA連合会に研究実践を委託	令和2年度実施状況 ・第1回常任理事会(5月30日)・・・書面決議 ・第2回常任理事会(7月18日) ・総会及び研究大会(11月7日) ・第3回常任理事会(11月23日) ・「気づきから行動へ」第11号の発行(3月) 上記のほか、7ブロックそれぞれでの地区理事会を年3回程度実施。 ・地区理事会に合わせ地区ごとの研修会を実施。	各学校がそれぞれの地域で連携協力しながら、人権教育の諸問題の改善向上を図るために、定例の常任理事会や地域ごとの研修会を実施され、積極的な情報発信と交換を行うことができた。また、島根県高等学校等「人権・同和教育研究協議会」主催の研究大会が開催され、総会や講演会、研究協議が行われ、取組を充実させることができた。今後も事業を継続し、各地域での取組などを支援していく必要がある。  学校の研究と重ねて取り組むことにより、家庭や地域を巻き込んだ人権・同和教育への取組が図られた。 取り組まれた実践については、指定校連合会で紹介してもらったが、各校の研究発表の中でも、学校とPTAの両方の取組を発表してもらい、今までより成果の波及効果を上げることができた。 令和2年度も同様に研究指定校の研究発表会の中に、PTAの取組を盛り込んでもらう。あわせて一年次終了後の指定校連合会での中間発表について、県内のPTA・学校関係者に参加してもらおうように各PTA連合会に依頼して募集を行う。	第1回常任理事会(5月28日) ・第2回常任理事会(7月12日) ・総会及び研究大会(11月5日) ・第3回常任理事会(11月24日) 上記のほか、7ブロックそれぞれでの地区理事会を年3回程度実施。 ・地区理事会に合わせ地区ごとの研修会を実施。
3	③高等教育機関等	県立大学・短期大学における人権教育の推進 (総務部総務課)	県立の大学及び短期大学において、人権教育の実施	令和2年度実施状況 1 島根県立大学出雲キャンパス 全学生を対象とした、新型コロナウイルス感染症拡大に係る人権問題の理解を深め、人権尊重の意識向上を図った。 (実施日:7月29日～8月5日、参加人数224人) 2 島根県立大学出雲キャンパス ①新生を対象に人権・同和問題講演会を実施し、新生の人権問題への理解を深め、人権尊重の意識向上を図った。 (実施日:7月22日、参加人数224人) ②ハンセン病療養所を訪問し、ハンセン病に係る人権侵害の歴史と実態の理解と人権尊重の意識向上を図った。 ③全学生を対象とした、新型コロナウイルスに関する人権問題の理解を深め、人権尊重の意識向上を図った。 (実施日:7月29日～8月7日、8月12日～31日オンラインにより269人が視聴) 3 島根県立大学短期大学部・島根県立大学松江キャンパス ①新生を対象にした授業(必修)の中でWeb人権セミナーを実施 (実施日:7月29日、参加人数187人) ②2～3年生を対象に人権研修を実施 (実施日:7月29日、対象者206人にオンラインで配信) ※①②の研修により、学生の人権問題への理解を深め、人権尊重の意識向上と啓発を図った。 ③全学生を対象とした、新型コロナウイルスに関する人権問題の理解を深め、人権尊重の意識向上を図った。 (実施日:7月29日～8月5日、8月12日～31日オンラインによる視聴)	島根県立大学各キャンパス・島根県立大学短期大学部において、コロナ禍で難しい状況ではあったが、各種研修を行うことにより人権問題への理解を深め、人権尊重の意識向上と啓発を図ることができた。今後も引き続き、人権教育・啓発に関する研修会等を実施していく。  島根県立大学出雲キャンパス 新生を対象に人権関係講演の実施(女性の人権講座) (実施予定日:7月21日予定)	島根県立大学松江キャンパス 全学生を対象に人権に関する研修を実施予定。 (実施予定日:6月23日)

# I 人権教育・啓発の推進

## 1. 人権教育

### (2) 社会教育における人権教育の推進

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
4	①公民館等で学習機会の提供	学習相談、学習情報の提供 (社会教育課) (社会教育研修センター)	社会教育にかかわる人材養成研修として、市町村「地域力」の醸成に資する「地域力」を養成するため、対象者別研修を柱とする主催研修の開催と、市町村の依頼・相談に随時対応する市町村支援の実施	「対象者別研修」において、研修の参加対象や、研修内容の検討を行い、より参加者の実態や参加者同士の情報共有に適した研修を行う。市町村訪問を行い、地域の実情やニーズの把握に努め、研修プログラムの充実を図る。 ・市町村支援について、ニーズの高まりを感じているので、引き続き市町村担当者と連携を図りながら、重点をおいて取り組む。	平成26年度から、学習相談と市町村支援を関連づけながら、区別して取り組んでいたこと、相談内容がより広がっている。	情報紙「しあねの社会教育」(年2回、9月・2月発行)において、市町村のニーズに応じた情報を提供するとともに、各市町村及び社会教育関係者の取組の様子を広く発信する。 ・ホームページ等を活用した情報発信の頻度を上げる。 ・新型コロナウイルス感染症に関して正しい知識をもち、情報発信を行う。
5	②家庭における人権教育の支援	親子の共同体験・交流事業 (社会教育課)	「しまね学習支援プログラム」の活用・普及と新プログラムの開発	「地域魅力化プログラム」において、研修の参加対象や、研修内容の検討を行い、より参加者の実態や参加者同士の情報共有に適した研修を行う。市町村訪問を行い、地域の実情やニーズの把握に努め、研修プログラムの充実を図る。 ・市町村支援について、ニーズの高まりを感じているので、引き続き市町村担当者と連携を図りながら、重点をおいて取り組む。	「地域魅力化プログラム」を活用した研修・講座を企画する側の方を対象に、体験講座を行った。参加者の感想等も踏まえ、今後改善を重ねていく。	情報紙「しあねの社会教育」(年2回、9月・2月発行)において、市町村のニーズに応じた情報を提供するとともに、各市町村及び社会教育関係者の取組の様子を広く発信する。 ・ホームページ等を活用した情報発信の頻度を上げる。 ・新型コロナウイルス感染症に関して正しい知識をもち、情報発信を行う。
5	②家庭における人権教育の支援	親子の共同体験・交流事業 (社会教育課)	親子のきずなを深めたり、子育てに関する情報交換や仲間づくりをしたりするため、親子の共同体験や親同士との交流を県立少年自然の家と県立青少年の家で実施して、家庭教育を支援するネットワークを強化	「しまね学習支援プログラム」の活用・普及と新プログラムの開発 ・「地域魅力化プログラム」において、研修の参加対象や、研修内容の検討を行い、より参加者の実態や参加者同士の情報共有に適した研修を行う。市町村訪問を行い、地域の実情やニーズの把握に努め、研修プログラムの充実を図る。 ・市町村支援について、ニーズの高まりを感じているので、引き続き市町村担当者と連携を図りながら、重点をおいて取り組む。	「地域魅力化プログラム」を活用した研修・講座を企画する側の方を対象に、体験講座を行った。参加者の感想等も踏まえ、今後改善を重ねていく。	情報紙「しあねの社会教育」(年2回、9月・2月発行)において、市町村のニーズに応じた情報を提供するとともに、各市町村及び社会教育関係者の取組の様子を広く発信する。 ・ホームページ等を活用した情報発信の頻度を上げる。 ・新型コロナウイルス感染症に関して正しい知識をもち、情報発信を行う。
5	②家庭における人権教育の支援	親子の共同体験・交流事業 (社会教育課)	親子のきずなを深めたり、子育てに関する情報交換や仲間づくりをしたりするため、親子の共同体験や親同士との交流を県立少年自然の家と県立青少年の家で実施して、家庭教育を支援するネットワークを強化	「しまね学習支援プログラム」の活用・普及と新プログラムの開発 ・「地域魅力化プログラム」において、研修の参加対象や、研修内容の検討を行い、より参加者の実態や参加者同士の情報共有に適した研修を行う。市町村訪問を行い、地域の実情やニーズの把握に努め、研修プログラムの充実を図る。 ・市町村支援について、ニーズの高まりを感じているので、引き続き市町村担当者と連携を図りながら、重点をおいて取り組む。	「地域魅力化プログラム」を活用した研修・講座を企画する側の方を対象に、体験講座を行った。参加者の感想等も踏まえ、今後改善を重ねていく。	情報紙「しあねの社会教育」(年2回、9月・2月発行)において、市町村のニーズに応じた情報を提供するとともに、各市町村及び社会教育関係者の取組の様子を広く発信する。 ・ホームページ等を活用した情報発信の頻度を上げる。 ・新型コロナウイルス感染症に関して正しい知識をもち、情報発信を行う。

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
②	家庭における人権教育の支援	親子の共同体験・交流事業(社会教育課)	親子のきずなを深めたり、子育てに関する情報交換や仲間づくりを促すため、親子の共同体験や親同士の交流を県立少年自然の家と県立青少年の家で実施して、家庭教育を支援するネットワークを強化	<p>少年自然の家&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>チャレンジャー・サマー(1泊2日) 7月11～12日に実施 →実施無し</li> <li>※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、代替事業として下記事業を計画</li> <li>家族で始めよう! キャンプ講座(同-4回) 第1回 7月18日に実施 第2回 7月19日に実施 第3回 8月1日に実施 第4回 8月2日に実施</li> <li>ミニキャンプ(1泊2日) 第1回 8月9～10日に実施 第2回 8月22～23日に実施</li> <li>オーブンデー 10月25日に実施</li> <li>森と海のつどい(1泊2日) 11月7～8日に実施</li> <li>家族で始めよう! キャンプ講座(同-2回) 第1回 3月14日 第2回 3月21日</li> <li>わくわくちびっこでー 7月より毎月1回実施</li> </ul>	<p>少年自然の家&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>親子または家族参加の事業については、感染防止対策として、参加者同士のつながりがつくりや交流をすることが難しくなっているようプログラムを工夫して行うことで、親子での会話が薄れたり、子どもを促める機会ができたり、子どもの成長に改めて気づいたりできている等の提議をすることができた。</li> <li>1月1日に行っているわくわくちびっこでーは、過去一々の分析から、後期(11月～2月)は参加者の減少傾向が見られたため、今年度は後期に毎回イベントを開催した。継続して開催することで、参加者の増加やリーダーの増加が見られた。今後も広報の工夫を図り、多くの家族に学びの場を提供していきたい。</li> </ul>	<p>令和3年度実施計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>少年自然の家&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>チャレンジャー・サマー(1泊2日) 7月10～11日</li> <li>家族で始めよう! キャンプ講座(同-4回) 第1回 9月15日に実施 第2回 5月16日に実施 第3回 3月12日に実施 第3回 3月13日に実施</li> <li>ミニキャンプ(1泊2日) 8月21～22日に実施</li> <li>オーブンデー 10月24日に実施</li> <li>森と海のつどい(1泊2日) 11月6～7日</li> <li>わくわくちびっこでー 毎月1回実施</li> </ul> </li> </ul>
	人権啓発事業(人権同村対策課)	イベントや媒体広報など親しみやすい啓発活動の実施	<p>少年自然の家&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業</li> <li>強調月間告知広報</li> <li>県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル、人権啓発ポスター・コンクールの入賞作品等展示</li> </ul>	<p>県立図書館など県内各地で啓発展示を行い、多くの来館者へ啓発ができた。</p>	<p>差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>強調月間告知広報</li> <li>県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル、人権啓発ポスター・コンクールの入賞作品等展示</li> </ul>	
			<p>少年自然の家&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会場で行ったアンケートでは、9割以上の回答者が人権課題への関心や意識を高める上で役立つと答えている。</li> <li>スポーツ組織と連携した事業は、若年層の来場者が多く、親子で人権について考えることができるなど、効果的な啓発ができていく。</li> </ul>	<p>会場で行ったアンケートでは9割以上の方が人権課題への関心や意識を高めるのに役立つと回答していた。</p> <p>今後も、開催市町村の学校や企業、NPO法人等各団体へ広く参加を呼び掛け、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会を提供していく。</p>	<p>会場で行ったアンケートでは9割以上の方が人権課題への関心や意識を高めるのに役立つと回答していた。</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした人権尊重社会実現に向け、今後も、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会を提供していく。</p>	
			<p>少年自然の家&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の啓発広報事業</li> <li>(1)しまね人権フェスティバル2020 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、フェスティバルは中止。人権週間中に「人権週間啓発イベント～『誰かのことじゃない。』啓発」日時:12月6日(日) 11:00～12:00、14:00～15:00 場所:イオン松江ショッピングセンター 来場者数:80人 内容:ポスター・コンクール表彰式、作文朗読、ステージイベント、ポスター展示等</li> <li>(2)人権を考える県民のつどい 日時:11月16日(日) 会場:石中央文化ホール(浜田市) 内容:講演会 湯浅 誠さん「コロナでわかった「居場所」の価値と意義～子ども食堂の実践から考える～」 入場者数:149人</li> <li>(3)人権ユニバーサル事業 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実施せず</li> </ul>	<p>県立図書館など県内各地で啓発展示を行い、多くの来館者へ啓発ができた。</p>	<p>その他の啓発広報事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)しまね人権フェスティバル2021 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、規模を縮小して実施 日時:10月24日(日) 時間は調整中 場所:雲南市加茂文化ホール ラメール 内容:作文朗読、展示等</li> <li>(2)人権を考える県民のつどい 10月24日(日) 雲南市</li> <li>(3)人権ユニバーサル事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の人権を考える集い 日時:10月24日(日)</li> <li>場所:雲南市加茂文化ホール ラメール</li> <li>内容:ワーキングショップ、啓発展示等</li> </ul> </li> </ul>	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
5	②家庭における人権教育の支援	人権啓発事業 (人権同和対策課)	イベントや媒体広報など親しみやすい啓発活動の実施	<p>令和2年度実施状況</p> <p>(4) 人権啓発ポスターコンクール 募集内容: 人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象: 県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒 募集期間: 令和2年6月～9月 応募点数: 1,076点</p> <p>(5) 啓発資料整備・提供 ① 広報誌「リッぷる」(冊子)の発行 ② ライフラー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③ リーフレット等の配布</p> <p>4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 実施市町村: 全市町村 内容: 講演会、パネル展示、啓発物品配付等</p> <p>5 みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数: 6団体 内容: 講演会、映画上映会、ワークショップ等</p>	<p>前年度までの成果・今後の目標等</p> <p>小学校から高校までの児童・生徒が人権について理解を深める機会となっており、また応募作品を広く紹介することにより、県民への啓発が図られることから、今後も継続して実施する。</p> <p>人権啓発推進センターのPRを積極的に進めてきたことにより、ライフラーの貸出数が増えてきており、今後もDVDや図書等を充実させていく必要がある。</p> <p>各市町村の要請に応じた事業が実施されており、効果的な啓発活動となった。</p> <p>人権意識を高める貴重な機会として、今後とも積極的に活用していく必要がある。</p>	<p>令和3年度実施計画</p> <p>(4) 人権啓発ポスターコンクール 募集内容: 人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象: 県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒 募集期間: 令和3年6月～9月</p> <p>(5) 啓発資料整備・提供 ① 広報誌「リッぷる」(冊子)の発行 ② ライフラー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③ リーフレット等の配布</p> <p>4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 実施市町村: 全市町村 内容: 講演会、パネル展示、啓発物品配付等</p> <p>5 みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数: 14団体 内容: 講演会、映画上映会、ワークショップ等</p>
	人権・同和教育(PTA活動) 育成事業 (人権同和対策課) 【再掲】	<p>学社連携のもとで人権・同和教育の推進と充実を図るため、島根県PTA連合会に研究実践を委託</p> <p>指定PTA ・出雲市立福治小学校(令和元～2年度) ・隠岐の島町立西郷中学校(令和元～2年度) ・川本町立川本小学校(令和2～3年度) ・松江市立第一中学校(令和2～3年度) ・指西PTA連合会及び人権・同和教育研修会(5月11日) ・福治小学校、西郷中学校PTAが発表予定だったが、新型コロナウイルス 又感染予防のため中止とした</p>	<p>学校の研究と重ねて取り組むことにより、家庭や地域を巻き込んだ人権・同和教育への取組が図られた。</p> <p>取り組まれた実践については、指定校連絡会で紹介してもらったが、各校の研究発表の中でも、学校とPTAの両方の取組を発表してもらい、今までより成果の波及効果を上げることができた。</p> <p>令和2年度も同様に研究指定校の研究発表会の中に、PTAの取組を盛り込んでもらう。あわせて一年次終了後の指定校連絡会での中間発表について、県内のPTA・学校関係者に参加してもらい、各PTA連合会に依頼して発表を行う。</p>	<p>研究指定校(指定年度)及び訪問計画 ・松江市立第一中学校(令和2～3年度) 研究発表会(11月18日)、訪問指導2回程度 ・川本町立川本小学校(令和2～3年度) 研究発表会(12月2日)、訪問指導(6月14日、10月7日)</p>		
	子どもと家庭電話相談事業 (青少年家庭課)	<p>フリーダイヤルによる専用電話を設置し、専門相談員が子どもや家庭の問題について相談の対応</p>	<p>1 専用フリーダイヤルの設置 2 子どもと家庭の相談機関連絡会議 3 電話相談事業の周知</p> <p>子どもと家庭電話相談室の広報と併せ、子どもに関わる相談電話全般の案内を掲載したカードを保育園児から高校生まで配布</p>	<p>1 専用フリーダイヤルの設置 2 子どもと家庭の相談機関連絡会議 3 電話相談事業の周知</p> <p>子どもと家庭電話相談室の広報と併せ、子どもに関わる相談電話全般の案内を掲載したカードを保育園児から高校生まで配布</p>		

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
③	指導者の養成、学習情報の提供等	人権啓発指導者養成事業 (人権回対策課)	各地域及び各種団体の指導者の養成	1 社会人権・同和教育啓発基礎講座 11月4日、11月19日、11月30日(松江市) 11月6日、11月17日、12月2日(浜田市) 開催回数3回×2会場 2 社会人権・同和教育啓発専門講座 専門講座 6月29日、7月6日、7月22日、8月6日 開催回数4回(大田市) 社会人権・同和教育隠岐講座 9月2日、9月3日 開催回数2回(隠岐の島町(サテライト)) 3 人権・同和教育地域中核指導者養成講座 新型コロナウイルス感染症予防のため中止 4 人権・同和教育地域中核指導者連絡協議会 1月29日 開催回数1回(浜田市) 5 公民館等・人権・同和教育関係者研修 11月25日(松江市) 9月14日(出雲市) 10月29日(浜田市) 11月9日(益田市) 開催回数1回×5会場 6 人権・同和教育問題を考える女性の集い 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、全体の研修会は中止。その代わりに、研修資料を作成 作成部数1500部 7 同和教育青年団体研修 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、全体の研修会は中止。各団体で研修を行い、その様子を実行委員会(情報交換)	1 社会教育関係者のほか、行政の新規採用職員研修の一環として出遣つげる市町村も増えている。県内2会場としたところ受講者数も増えている。 2 参加者が年々増え、本講座の内容への満足度も高まってきている。隠岐講座は、島前と島後をテレビ会議システムで結んで実施することで、研修の機会を増やすよう工夫した。 3 新型コロナウイルス感染症予防のため、今年度はやむなく中止とした。 4 中核指導者養成講座修了者の推進者としての実践について情報交換をしたり、学び直しをしたりする機会となっている。参加者が固定化する傾向にある。 5 従来からの公民館職員とともに、市町村の公民館担当者を加えたことにより、交代体制も含めた研修や意見交換をすることができた。勤務態勢等により参加が厳しい市町もあり、市町により連携した取組が必要である。 6 実行委員会形式による参加団体の主体的な運営に大きな意義があることを確認している。全体での研修会は実施できなかったが、研修資料を作成し各団体の研修で積極的に活用する動きが出てきている。 7 参加者の意欲、学びに対する姿勢が共に前向きで、効果的な研修となっている。	1 社会人権教育・啓発基礎講座 5月24日、6月2日、6月7日 出雲市 5月26日、6月3日、6月11日 益田市 2会場×2回シリーズで実施 2 社会人権教育・啓発専門講座 専門講座 6月30日、7月6日、7月21日、8月3日 浜田市 隠岐講座 8月31日、9月1日 隠岐の島町、西ノ島町(サテライト) 3 人権教育地域中核指導者養成講座 9月30日、10月20日、11月5日、12月6日 大田市 4 人権教育地域中核指導者連絡協議会 1月28日 出雲市 5 人権教育公民館等関係者研修 11月9日 松江市 11月30日 出雲市 9月14日 大田市 10月7日 浜田市 10月28日 益田市 6 人権・同和教育問題を考える女性の集い 8月29日 大田市 7 同和教育青年団体研修 12月初旬 雲南市
	人権教育指導資料作成事業 (人権同和教育課)	人権教育に際する指導資料の作成などを通して、学校教育・社会教育における人権教育の充実を図る。	現段階で社会教育資料の発行の予定はない。	社会教育主事に人権教育指導資料第2集(学校教育編)の周知が進んだ一方で、社会教育の資料の発行を望む声が出始めている。	現段階で社会教育資料の発行の予定はない。	
	視聴覚教育推進事業 (社会教育課) (社会教育研修センター)	視聴覚教材・機材を活用した学習方法を充実するため、各種ビデオ教材・視聴覚教材の買出	現段階で社会教育資料の発行の予定はない。 ・視聴覚教材・機材の買出についての広報の工夫、及び買出教材の充実を行う。	・学校や各種団体が取り組む人権教育の推進にもつながっている。広報のあり方が課題である。	・視聴覚教材・機材の買出についての広報の工夫、及び買出教材の充実を行う。	

# I 人権教育・啓発の推進

## 2. 人権啓発

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
(1) 企業等における人権啓発の推進	人権啓発講演会開催事業 (中小企業課)	中小企業者の役員等に対する「人権啓発講演会」の開催	事業概要 中小企業者の役員等に対する「人権啓発講演会」の開催	1. 事業主体: 島根県 2. テーマ: 「人権尊重の職場づくりをめざして～パワハラ・ハラスメントの理解と防止のために～」 3. 開催日: 令和3年1月23日 4. 場所: サンポートむらくも(島根県松江市殿町) 5. 講師: 島根県人権啓発推進センター 啓発指導講師 藤原 博詩	性別・年齢・国籍などの様々な属性を受け入れて、多様性を活かすことを通じて、人権に関する理解と認識を深め、人権意識の高揚につながることはもとより、企業や組織の力になることを学ぶことができ、企業が社会に果たすべき責任はますます重要となっており、公正な採用や人権問題の取り組みにより、差別のない明るい職場づくりも求められていることから、今後も講演会の開催を継続していく。	1. 事業主体: 島根県 2. テーマ: 未定 3. 開催日: 未定 4. 場所: 未定 5. 講師: 未定
	人権同和対策研修事業 (中小企業課)	人権同和問題研修推進員研修会の開催	事業概要 人権同和問題研修推進員研修会の開催	1. 補助金交付先 島根県商工会連合会 2. 補助対象経費 人権同和問題研修推進員研修会開催経費 3. 実施内容 ・テーマ: 「新型コロナウィルスの3つの顔を知ろう!!」 ～負のスパイラルを断ち切るために～ "驚く、優しく、強く" 新型コロナウィルスに向き合う" ・講師: 松江赤十字病院 感染症科 部長 成合 昭吉 ・場所: 島根県林業会館 4. 参加者 21名	商工団体の同和問題研修推進員を対象とした研修を実施し、人権同和問題に関する意識の向上に役立てることができた。今後も事業を継続し、商工団体役員に企業等への指導的役割を担ってもらうことにより人権教育・啓発を推進する。	1. 補助金交付先 島根県商工会連合会 2. 補助対象経費 人権同和問題研修推進員研修会開催経費 3. 実施内容 ・テーマ: 未定 ・講師: 未定 ・場所: 未定 4. 参加者 未定
	雇用促進事業 (雇用政策課)	公正な選考採用についての広報啓発の実施	事業概要 公正な選考採用についての広報啓発の実施	公正な採用選考についての啓発する資料を作成し、県内ハローワークへの配布、就職フェアなどでの配布を行い、県内事業所に対し就職差別の解消による公正な採用選考の実施を促す。	公正な採用選考についての啓発する資料を作成し、県内ハローワークへの配布、就職フェアなどでの配布を行い、県内事業所に対し就職差別の解消による公正な採用選考の実施を促す。	公正な採用選考についての啓発する資料を作成し、県内ハローワークへの配布、就職フェアなどでの配布を行い、県内事業所に対し就職差別の解消による公正な採用選考の実施を促す。
	人権問題啓発推進事業 (農林水産総務課)	農林漁業団体の同和対策推進員等に対する研修会の実施	事業概要 農林漁業団体の同和対策推進員等に対する研修会の実施	1 「みんなであそぶ」農林漁業「人権啓発委託事業」農林漁業団体役員が人権問題に対する理解と認識を深め、自らの権問題解決に向け取り組み始めるよう、職場研修の中心である同和対策推進員等を対象に、人権問題に関する啓発研修を開催するとともに、啓発資料等の作成・配布を行う。 (1) テーマ: パワハラを題材に研修を実施 (2) 講師: 島根県人権啓発推進センター 啓発指導講師 2 開催場所等 (1) 場所: 隠岐・浜田・出雲・松江の4地区で実施 (2) 日程: 10月～12月	1 「みんなであそぶ」農林漁業「人権啓発委託事業」農林漁業団体役員が人権問題に対する理解と認識を深め、自らの権問題解決に向け取り組み始めるよう、職場研修の中心である同和対策推進員等を対象に、人権問題に関する啓発研修を開催するとともに、啓発資料等の作成・配布を行う。 (1) テーマ: 検討中 (2) 講師: 未定 2 開催場所等 (1) 場所: 隠岐・浜田・出雲・松江の4地区で実施 (2) 日程: 10月～11月	1 「みんなであそぶ」農林漁業「人権啓発委託事業」農林漁業団体役員が人権問題に対する理解と認識を深め、自らの権問題解決に向け取り組み始めるよう、職場研修の中心である同和対策推進員等を対象に、人権問題に関する啓発研修を開催するとともに、啓発資料等の作成・配布を行う。 (1) テーマ: 検討中 (2) 講師: 未定 2 開催場所等 (1) 場所: 隠岐・浜田・出雲・松江の4地区で実施 (2) 日程: 10月～11月

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
	(2)地域社会における人権啓発の推進	人権啓発事業 (人権同和对策課)【再掲】	イベントや媒体広報など親しみやすい啓発活動の実施	令和2年度実施状況 1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報 ・県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル、人権啓発ポスター・コンクール入賞作品等展示 2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業 島根スサノオマツシツク協賛試合における人権啓発活動 日時:12月9日(水) 場所:松江市総合体育館 入場者数:989人 3 その他の啓発広報事業 (1)しまね人権フェスティバル2020 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、フェスティバルは中止。人権週間中に「人権週間啓発イベント～『誰かのことじゃない。』を実施 日時:12月6日(日) 11:00～12:00、14:00～15:00 場所:イオン松江ヨッピーングセンター 来場者数:80人 内容:ポスター・コンクール・作文コンテスト表彰式、作文朗読、ステージイベント、ポスター展示等 (2)人権を考える県民のつどい 日時:11月15日(日) 会場:石炭文化ホール(浜田市) 内容:講演会、湯浅 誠さん「コロナでわかった「居場所」の価値と意識～子ども食堂の実践から考える～」 入場者数:149人 (3)人権ユニバーサル事業 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実施せず (4)人権啓発ポスター・コンクール 募集内容:人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象:県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒 募集期間:令和2年6月～9月 応募点数:1,076点 (5)啓発資料整備・提供 ①広報誌「りっぷる」(冊子)の発行 ②ライブラリー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③リーフレット等の配布 4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 実施市町村:全市町村 内容:講演会、パネル展示、啓発物品配付等 5 みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:6団体 内容:講演会、映画上映会、ワークショップ等	令和2年度実施状況 1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報 ・県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル、人権啓発ポスター・コンクール入賞作品等展示 2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業 島根スサノオマツシツク協賛試合における人権啓発活動 日時:12月9日(水) 場所:松江市総合体育館 入場者数:989人 3 その他の啓発広報事業 (1)しまね人権フェスティバル2020 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、フェスティバルは中止。人権週間中に「人権週間啓発イベント～『誰かのことじゃない。』を実施 日時:12月6日(日) 11:00～12:00、14:00～15:00 場所:イオン松江ヨッピーングセンター 来場者数:80人 内容:ポスター・コンクール・作文コンテスト表彰式、作文朗読、ステージイベント、ポスター展示等 (2)人権を考える県民のつどい 日時:11月15日(日) 会場:石炭文化ホール(浜田市) 内容:講演会、湯浅 誠さん「コロナでわかった「居場所」の価値と意識～子ども食堂の実践から考える～」 入場者数:149人 (3)人権ユニバーサル事業 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実施せず (4)人権啓発ポスター・コンクール 募集内容:人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象:県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒 募集期間:令和2年6月～9月 応募点数:1,076点 (5)啓発資料整備・提供 ①広報誌「りっぷる」(冊子)の発行 ②ライブラリー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③リーフレット等の配布 4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 実施市町村:全市町村 内容:講演会、パネル展示、啓発物品配付等 5 みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:6団体 内容:講演会、映画上映会、ワークショップ等	令和3年度実施計画 1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報 ・県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル、人権啓発ポスター・コンクール入賞作品等展示 2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業 島根スサノオマツシツク協賛試合における人権啓発活動 地元開催の公式戦会場でゲームスポットコーナーとして啓発活動を実施 3 その他の啓発広報事業 (1)しまね人権フェスティバル2021 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、規模を縮小して実施 日時:10月24日(日) 時間は調整中 場所:雲南市加茂文化ホール ラメール 内容:作文朗読、展示等 (2)人権を考える県民のつどい 10月24日(日) 雲南市 (3)人権ユニバーサル事業 ・外国人の人権を考える集い 日時:10月24日(日) 場所:雲南市加茂文化ホール ラメール 内容:ワークショップ、啓発展示等 (4)人権啓発ポスター・コンクール 募集内容:人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象:県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒 募集期間:令和3年6月～9月 (5)啓発資料整備・提供 ①広報誌「りっぷる」(冊子)の発行 ②ライブラリー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③リーフレット等の配布 4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 実施市町村:全市町村 内容:講演会、パネル展示、啓発物品配付等 5 みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:14団体 内容:講演会、映画上映会、ワークショップ等 ・人権教育・啓発功労者に対する知事感謝状 表彰対象:未定 しまね人権フェスティバルで表彰
		人権啓発事業 (人権同和对策課)	人権教育や人権啓発に関して、特に顕著な功績のあった者に対し、知事感謝状を贈呈	人権教育・啓発功労者に対する知事感謝状 表彰対象:該当なし	多年にわたる人権に関し、人権啓発活動や学術研究に従事した方を表彰することに より、地域における人権啓発の担い手の活動支援につなげている。	

# I 人権教育・啓発の推進

## 3. 特定職業従事者に対する人権研修等の充実

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
	①公務員	人権・同和問題職員等研修 事業 (人権同和对策課)	行政関係者研修会の実施	1. 人権・同和問題職場研修推進員研修 ① 座学研修 9～10月 9回 239人(実績) ② ハンセン病療養所現地研修 開催日及び参加人数 10月1日 25人、10月23日 29人、11月6日 23人 合計 77人 2. 地域別新規採用職員等 人権・同和問題研修会 8～9月 7回 448人(実績)	いずれの研修も、それぞれの職務・時期に必要な研修であり、今後も、着実に実施していく必要がある。 H27年度から取り組んでいるハンセン病療養所現地研修についても引き続き実施していく。	1. 人権・同和問題職場研修推進員研修 ① 座学研修 6～7月 8回 261人(予定) ② ハンセン病療養所現地研修 開催時期及び回数 7月3回、25人×3回=75人 2. 地域別新規採用職員等 人権・同和問題研修会 8～11月 7回 460人(予定)
		人権・同和問題職員等研修 事業 (人権同和对策課)	職保館職員等の研修の実施	職保館職員等前期研修会 日時:8月27、28日 参加者数:延54人 職保館職員等後期研修会 日時:11月26、27日 参加者数:延41人	[目標] 職保館等職員の相談能力等の資質向上、職保館の運営手法に係る情報交換、関係制度理解、専門知識の獲得	職保館職員等前期研修会 日時:6月24、25日 参加者数:延50人(予定) 職保館職員等後期研修会 日時:8月3、4日 参加者数:延50人(予定)
		自治研修所研修 (人事課) (自治研修所)	自治研修所の階層別研修において人権・同和問題についての研修を実施	1. 新規採用職員研修(行政職 医療業務職、技能業務職) 受講者数:県職員148人、市町村294人 2. 一般職員第I課程研修 受講者数:県職員100人、市町村120人 3. 中堅職員(医療業務職)研修 受講者数:県職員16人、市町村19人 4. 管理監督者第I課程研修 受講者数:市町村171人 5. 新任グループリーダー-企業幹研修 受講者数:県職員132人 6. 新任課長研修、管理監督者第III課程研修 受講者数:県職員91人、市町村170人	各階層の特性や他の受講機会等を勘案した効果的な研修の実施	1. 新規採用職員研修(行政職 医療業務職、技能業務職) 受講者数:県職員160人、市町村345人 2. 一般職員第II課程研修 受講者数:県職員100人、市町村125人 3. 中堅職員(医療業務職)研修 受講者数:県職員55人、市町村65人 4. 管理監督者第I課程研修 受講者数:市町村130人 5. 新任グループリーダー-企業幹研修 受講者数:県職員140人 6. 新任課長研修、管理監督者第III課程研修 受講者数:県職員100人、市町村135人
		職員研修 (人事課)	障がい(者)理解に関する職員研修の実施	・開催時期:9～11月 ・開催場所:県内3ヶ所(東部、西部、隠岐) ・参加者数:東部164名(午前、午後2回開催) 西部 43名 隠岐 27名	発達障がいの内容・特性の理解を深めるために実施した。想定を上回る応募があり、引き続き実施していく必要がある。	・開催時期:9～11月(予定) ・開催場所:県内3ヶ所(東部、西部、隠岐)(予定)
		地域行政関係者研修会 (人権同和对策課)	地域行政関係者研修会の実施	・開催時期:8～12月 ・開催場所:県内9会場 (松江、雲南、出雲、大田、川本、浜田、益田、隠岐(島前・島後)) ・参加者数:1,676人	自治体職員(ほとんどもと)より、人権擁護委員、民生・児童委員、職保館職員、社会福祉協議会職員といった、特に人権尊重の視点を持って職務に臨むべき立場の者を対象とした研修であり、今後も、着実に実施していく必要がある。	・開催時期:8～12月 ・開催場所:県内9会場 (松江、雲南、出雲、大田、川本、浜田、益田、隠岐(島前・島後)) ・参加者数:1,500人(見込み)

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
②教職員		人権教育研修講座 (人権同和教育課)	学校における人権教育の推進に資する教職員研修の実施	令和2年度実施状況 1. 人権教育担当主任等研修(コロナの影響で「自主研修」に変更) ○県内5会場にて実施 ・聴取会場:6月3日(水) 鶴岐合同庁舎 受講者 22名 ・益田会場:6月16日(火) 益田合同庁舎 受講者 56名 ・浜田会場:6月17日(水) 浜田教育センター 受講者 106名 ・松江会場:6月23日(火) 松江合同庁舎 受講者 110名 ・出雲会場:6月25日(木) 出雲合同庁舎 受講者 108名 ○内容 ※運営及び講師…人権同和教育課 指導主事 1. 講義 I 「進路保障を進めるために」 2. 講義 II 「人権教育担当主任等の役割について」 3. 説明 「県内の人権教育の推進状況について」 4. 講義 III 「人権学習の授業づくりについて」 5. 情報交換 「人権教育・校内体制・校内研修について」	前年度までの成果・今後の目標等 ・コロナの影響で「自主研修」に変更した。 ・提供した研修資料については概ね「わかりやすかった」と好評をいただいた。 ・自主研修の報告期限を8月下旬に設定したところ、学校の夏季休業中にしつくり取り組んであり、かつ多かったとの声が多くあった。 ・今後は、対面形式にできるだけ戻し、演習や意見交換の場面も設けることで、学びや気づきの多い研修とした。 ・受講者の経験年数やニーズに差があり、過去3年の間に受講歴のある方は午後からの受講を認めている。実践のヒントを回らに求めているのではなく、答えを聞きに来ている方が毎年一定の割合でいることが課題。	令和3年度実施計画 1. 人権教育担当主任等研修 ○県内5会場にて実施 ・聴取会場:6月1日(火) 鶴岐合同庁舎 受講者 22名 ・益田会場:6月8日(火) 益田合同庁舎 受講者 49名 ・出雲会場:6月17日(木) 出雲合同庁舎 受講者 100名 ・松江会場:6月22日(火) 松江合同庁舎 受講者 100名 ・浜田会場:6月24日(木) 浜田教育センター 受講者 87名 ○内容 ※運営及び講師…人権同和教育課 指導主事 1. 講義 I 「進路保障を進めるために」 2. 講義 II 「県内の人権教育の推進状況について」 3. 説明 「県内の人権教育の推進状況について」 4. 講義 III 「学校と福祉の連携の必要性について」 5. 講義 IV 「性の多様性が認められる学校づくりについて」 6. 情報交換 「人権教育全体計画について」
				2. 就学前人権教育講座 8月27日 出雲合同庁舎 講師:新保真紀子先生 受講者:68名 ○内容 1 幼児期における人権教育の充実に向けて 2 幼児期における人権教育の実践(実践発表:三刀屋こども園) ◎就学前人権教育講座 9月10日 鳥取県民会館 講師:人権同和教育課 受講者:12名 ○内容 8月27日の新保先生の講義・演習の録画を視聴	2. 就学前人権教育講座 ○期日・会場 8月26日 出雲合同庁舎 ○内容 1 幼児期における進路保障(講義) 2 幼児期における進路保障の実践(実践発表:三刀屋こども園)	
				3. 新任教職員研修(人権教育) 9月10日 出雲合同庁舎 1名 4. 教職6年目研修 185名(人権教育) 東部2月10日、西部2月12日 5. 中堅教諭・資質向上研修 139名(人権教育) 東部8月4日、西部8月3日 養護教諭・栄養教諭等2月5日	3. 新任教職員研修(人権教育) I 西部5月13日、松江5月14日、出雲5月20日 II 出雲9月29日、西部10月14日、松江10月15日 4. 教職経験6年目研修(人権教育) 浜田2月3日、益田2月4日、出雲2月9日、松江2月10日 5. 中堅教諭・資質向上研修(人権教育) 西部2月16日、東部2月17日、18日	
				6. 新任講師等研修(人権教育) 松江・鶴岐:4月27日 松江・益田:4月21日 出雲:5月7日 浜田:益田:5月12日	6. 新任講師等研修(人権教育) 松江・鶴岐:4月27日 松江・益田:4月21日 出雲:5月7日	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
10	②教職員			<p>7. 管理職研修(新任副校長・新任教頭対象)(人権教育) 5月29日(80名)</p> <p>8. 管理職研修(新任校長対象)(人権教育) 5月22日(52名)</p> <p>9. 小・中学校事務職員新任事務リーダー研修(人権教育) 12月4日(7名)</p> <p>非開催年</p> <p>非開催年</p> <p>12. 小・中学校事務職員事務主幹フォローアップ研修(人権教育) 9月3日(7名)</p> <p>13. 新規採用幼稚園教諭研修(人権教育) 1月27日(16名)</p>	<p>より多角的な視点から受講者の「進路保障」の理解を深めることにつながり、豊かな人権感覚に支えられた管理職としての資質・能力の向上に資することができた。</p> <p>・教育指導課子ども安全支援室や特別支援教育課等の他課と連携する形での実施もしていきたい。</p>	<p>7. 管理職研修(新任副校長・教頭対象)(人権教育) 5月28日</p> <p>8. 管理職研修(新任校長対象)(人権教育) 5月25日</p> <p>9. 小・中学校事務職員新任事務リーダー研修(人権教育) 12月3日</p> <p>10. 小・中学校事務職員新任事務リーダー研修(人権教育) 東部6月9日、西部6月10日</p> <p>11. 小・中学校事務職員新任事務リーダー研修(人権教育) 東部10月5日、西部10月6日</p> <p>12. 小・中学校事務職員主任主任研修(人権教育) 10月8日</p> <p>13. 新規採用幼稚園教諭研修(人権教育) 1月26日</p>
		人権同和教育研修支援事業(総務部総務課)	<p>私学団体が実施する私学教職員を対象にした人権・同和教育研修の実施経費の助成</p>	<p>私学団体が実施する私学教職員を対象にした人権・同和教育研修の実施経費の助成</p>	<p>今後、私立幼稚園、中学・高校、専修各高等学校の教職員の人権教育を継続して推進する必要がある。</p>	<p>私学団体等が実施する私学教職員を対象にした人権・同和教育研修の実施経費の助成</p>

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
11	③警察職員	警察職員への人権教育の浸透 (県警人材育成課)	各種研修における職務倫理及び人権に配慮した職務執行についての教育の実施	令和2年度実施状況 1 採用・昇任時、各種専門研修における人権等に関する研修の実施 (1) 採用時教育(初任科・初任補修科) 人権教育 2回 160人 ア 職務倫理教育 52回 1,044人 イ 職務倫理教育 66回 1,244人 ウ 警察学校研修(新型コロナウイルス情勢につき中止) (2) 昇任時教育(警部補・巡查部長) 職務倫理教育 6回 48人 (3) 昇任時教育(一般職係長・主任) 職務倫理教育 0回 (4) 採用5年目研修 職務倫理教育 1回 71人 (5) 各種専門教育(県任用科・専科) 職務倫理教育 27回 318人 その他の部外講師による人権教育の実施 障がい者・発達障害に関する教育 1回 61人	採用・昇任時、各種専門研修において、人権教育、職務倫理教育を必須科目として組入れ、また、警察庁主催の研修への派遣、各所属における部外講師による教育等を実施したことで、人権・職務倫理に配慮した職務執行を実施することができた。 今後も継続的な教育を行い、適切な職務執行に努める。	令和3年度実施計画 1 採用・昇任時、各種専門研修等において、人権教育、職務倫理教育を必須科目として組入れ、また、警察庁主催の研修への派遣、各所属における部外講師による教育等を実施したことで、人権・職務倫理に配慮した職務執行を実施することができた。 今後も継続的な教育を行い、適切な職務執行に努める。
12	④医療関係者	県立病院職員への人権教育の浸透 (病院局)	公務員としての人権尊重意識の向上や、患者に対するインフォームドコンセントの徹底、プライバシーの保護など患者の人権に配慮した医療の提供のための研修の実施	令和2年度実施状況 ・新規採用職員対象(人権同和職員研修) 4月3日13:00～14:30 ※中央病院、こころの医療センター合同 ・新規採用職員・H31年度中途採用者対象(人権同和職員研修) 9月30日10:30～12:00、13:00～14:30 ※中央病院、こころの医療センター合同 ・人権・同和問題研修(全職員対象) (中央病院)9月29日～10月8日 979人 1月27日～2月5日 1,011人 ・人権・同和問題研修(こころの医療センター) 2月4日、8日 人権同和問題研修兼メンタルヘルス研修会	今後も、公務員として常に人権尊重の視点に立つとともに、医療従事者として患者の人権に配慮した医療を提供するために、人権研修を継続して取り組む。	・新規採用職員対象(人権同和職員研修) 4月5日13:50～15:20 ※中央病院、こころの医療センター合同 ・新規採用職員・R2年度中途採用者対象(人権同和職員研修) 6月23日 ※中央病院、こころの医療センター合同 ・人権・同和問題研修(全職員対象) (中央病院)10月、2月 ・人権・同和問題研修(こころの医療センター) 11月 人権問題研修 2月 ハラスメント問題研修、人権同和問題研修兼メンタルヘルス研修会
13	⑤福祉関係者	人権施策の推進 (医療政策課) 民生委員・児童委員研修事業 (地域福祉課)	医療関係者の人権問題に関する理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、関係団体・養成所等に研修・指導の要請 研修会の実施	令和2年度実施状況 関係団体等に対し、機会のあるごとに依頼 中堅民生委員・児童委員研修において、人権問題に関する講義等を行った。 また、各市町村民児協においても全委員を対象に人権問題に関する研修が実施されるよう県及び県民児協から指導・助言を行った。 ・中堅民生委員・児童委員研修 実施時期 令和2年8月25日、9月1日、9月14日、11月16日 実施場所 県内4会場 参加人数 276人	引き続き、関係団体等に対し、人権意識の高揚を図るための研修・教育の実施の要請を機会あるごとに依頼することが必要。 民生委員の役割・活動が地域住民の権利擁護に深く関わっていることを理解いただくとともに、自らの支援活動の中でどのような配慮が必要かを学んでいただくことができた。 今後も継続した取り組みを行っていく。	中堅民生委員・児童委員研修、法定単位民生児童委員協議会会長研修において、人権問題に関する講義等を行う。 また、各市町村民児協においても全委員を対象に人権問題に関する研修が実施されるよう県及び県民児協から指導・助言を行う。 県社協が実施する福祉職員を対象とした研修において、人権問題に関する講義等を行う。 ・人権権利擁護研修(5会場)約250名を予定

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
13	⑤福祉関係者	日常生活自立支援事業生活支援員研修(地域福祉課)	研修会の実施	県社協が実施する「生活支援員研修会(生活支援員、専門員、市町村社協担当職員を対象とした研修会)」において、講義あるいは演習形式で、対人援助を行う者として人権についての基本的な姿勢を学ぶ。 実施時期:10月 実施場所:3会場(東部、西部、隠岐) 参加人数:計164名	生活支援員の活動が、地域住民の権利擁護に深く関わっていることを理解していただくことにも、様々な人権課題を学んでいただくことができた。 今後も継続した取り組みが必要である。	県社協が実施する「生活支援員研修会(生活支援員、専門員、市町村社協担当職員を対象とした研修会)」において、講義あるいは演習形式で、対人援助を行う者として人権についての基本的な姿勢を学ぶ。 実施時期:10月 実施場所:3会場(東部、西部、隠岐) 参加人数:計150名
		生活保護関係職員研修事業(地域福祉課)	研修会の実施	生活保護新任職員研修において、人権に関する講義を実施 対象:県内福祉事務所の生活保護担当新任職員(ケースワーカー、査察指導員等) 人数:26名 時期:8月4日 場所:島根県民会館 講師:島根県人権啓発推進センター啓発指導講師 内容:「人権尊重の視点に立った職務遂行のために」	様々な生活困難を抱える対象者に接して生活保護業務を遂行する市町村福祉事務所の新任職員の人権意識を向上させることができた。	生活保護新任職員研修において、人権に関する講義を実施 対象:県内福祉事務所の生活保護担当新任職員(ケースワーカー、査察指導員等) 人数:32名 時期:6月1日 場所:島根県民会館 講師:島根県人権啓発推進センター啓発指導講師 内容:「人権尊重の視点に立った職務遂行のために」
		児童福祉施設児童発達支援事業(青少年家庭課)	児童福祉施設における児童発達支援事業の取組 児童発達支援技術向上のための研修事業等の実施	新型コロナウイルス感染症により以下1、2の事業は中止とし、3の事業を実施した。 1. 施設入所児童ミーティング事業 各施設入所児童の相互交流による意見交換を実施。 2. 職員合同研修事業(中止) 児童発達支援施設等の処遇職員の指導技術向上や意見交換を実施 3. リーディングケア事業(各施設での実施) 実施内容:マナー講座、公共交通機関乗車体験等 ・実施施設:2施設 ・参加人数:児童20人、職員若干名	ミーティング事業については、相互合流等の目的は果たせているが、今後は乳児院の子ども達の年齢の遠いことによる自発的な役割を学習する機会を設けていく。 合同研修会については、職員の児童処遇のスキルアップに努めていく。 R2年度に実施したリーディングケア事業については、入所中から実際の社会体験や退所後の社会生活の学習を積極的に行い、自立に向けた支援となっている。	1. 施設入所児童ミーティング事業 施設入所児童の意見及び要望を施設運営に反映することが重要であるため、各施設の入所児童が相互交流し、施設での生活等について意見交換する事業を実施し、施設での活動促進と施設運営の改善に繋げる。 (社会的用語自立支援事業の「生活相談/交流等を図る活動」として実施) 2. 合同職員研修事業 「児童の権利条約」の理念、新たな社会的養育ビジョンに基づく小規模化・地域分散化での施設運営や、発達障がいなどお困難を抱える児童が増加している状況の中で、施設職員からの生活指導等の意見発表や今後取り組むべき課題について意見交換を行うことにより、児童福祉施設職員としての資質向上、児童の処遇向上に繋げる。
	⑥消防関係者	消防職員の推進(消防総務課)	消防職員に対する人権教育の実施	消防学校の初任総合教育、初級・中級幹部科における人権教育の実施 (1)初任総合教育における人権教育の実施 ①開催日:令和2年4月23日(木) 講義内容:最近の人権問題 セクシャルハラスメント 受講人数:34名 ②開催日:令和2年6月1日(月) 講義内容:あいさずポート研修 受講人数:34名 (2)初級幹部科における人権教育の実施 ①開催日:令和2年10月7日(水) 講義内容:パワーハラスメントを中心とした研修 受講人数:14名 (3)中級幹部科における人権教育の実施 ①開催日:令和3年3月11日(水) 講義内容:パワーハラスメント 受講人数:14名	今後も消防学校における講義等による人権教育を推進し、各消防本部においても、各種人権教育の受講機会を確保するべく働きかけ、消防職員の人権教育の推進を図っていく。	消防学校の初任総合教育、特別教育(研修教育)、初級幹部科における人権教育の実施 (1)初任総合教育における人権教育の実施 ①開催日:令和3年4月20日(火) 講義内容:最近の人権問題 ハラスメントについて 受講人数:35名 ②開催日:令和3年4月26日(月) 講義内容:あいさずポート研修 受講人数:35名 (2)特別教育(研修教育)における人権教育の実施 ①開催日:令和3年5月19日(水) 講義内容:パワーハラスメント防止 受講人数:14名 (3)初級幹部科における人権教育の実施 ①開催日:令和3年10月 講義内容:パワーハラスメントを中心とした研修 受講人数:14名
14						
15	⑦マスメディア関係者	マスメディア関係者への取組(広聴広報課)	マスメディア関係者へ人権教育の取組の要請	知事、島根県報道クラブ意見交換会において人権教育を要請することとしたが、令和2年度においては、同意見交換会が実施されなかったため、令和3年3月に島根県報道クラブ加盟15社に対し、人権教育の要請を文書で依頼。	知事、島根県報道クラブ意見交換会において人権教育を要請 ・開催日:令和4年2月 ・参加者:報道各社支局長級職員	知事、島根県報道クラブ意見交換会において人権教育を要請 ・開催日:令和4年2月 ・参加者:報道各社支局長級職員

## II 各人権課題に対する取組

### 1. 女性

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
①	男女平等を推進する教育・啓発	男女共同参画の理解促進事業 (女性活躍推進課)	男女共同参画センターあすてらすを はじめ、県内各地で広報啓発等を実施	1 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 男女共同参画センターあすてらす及び市町村担当者研修の開催 (向上研修・オンライン開催、アクティブサポーター養成研修・松江市、浜田市 各1回、交流会:オンライン開催(一部会場実施)) 2 男女共同参画に関する講演会、研修会等の開催 ・地域に向けた男女共同参画推進講座の開催 (雲南市2回、吉野町、知夫村各1回) ・若者に向けた男女共同参画推進啓発講座の開催 (県立農林大学校、島根県立大学2キャンパス) 3 男女共同参画に関する相談対応 (一般相談38件、市町村男女共同参画条例等の相談13件)	1. 男女共同参画センターあすてらすをはじめ、県内各地で様々な広報啓発等を実施することにより、男女共同参画の推進意識が進み、男女ともに各年代で理解が深まり、固定した性別役割分担意識が残っている。今後も、それぞれの地域の課題や実情を踏まえた上で、幅広い世代に対して啓発・理解促進に取り組んでいく必要がある。	1. 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 男女共同参画センターあすてらす及び市町村担当者研修の開催 松江市、浜田市、大田市 各1回 資質向上研修:県内2カ所 各1回 アクティブサポーター養成研修:県内2カ所 各1回 2. 男女共同参画に関する講演会、研修会等の開催 ・地域に向けた男女共同参画推進講座の開催 (松江市、美郷町、西ノ島町 各1回) ・若者に向けた男女共同参画推進啓発講座の開催 (県立農林大学校、出雲コカレレッジ、県立大学2キャンパス) 3. 男女共同参画に関する相談対応
	男女平等を推進する教育活動 (教育指導課)	各種研修や学校訪問指導における啓発	各種研修や学校訪問指導における啓発	1. 家庭科、社会科、地理歴史科、公民科などの教科指導及び人権教育に関わる水・ムルムルーム活動等の特別活動を通じて、生徒が男女共同参画社会の実現に向けた意欲を高めるような指導を行うように促す。 2. 校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高め共通理解を図るとともに、性別に関する偏見や固定的な性別役割分担意識がないか再確認するよう促す。	各学校においては、計画に則って校内研修が実施された。継続して教科会、学年会及び校内研修等において理解を深め、実践を積み重ねる必要がある。	1. 家庭科、社会科、地理歴史科、公民科などの教科指導及び人権教育に関わる水・ムルムルーム活動等の特別活動を通じて、生徒が男女共同参画社会の実現に向けた意欲を高めるような指導を行うように促す。 2. 校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高め共通理解を図るとともに、性別に関する偏見や固定的な性別役割分担意識がないか再確認するよう促す。
	人権教育研修講座 (人権同和教育課(再掲))	学校における人権教育の推進に資する教職員研修の実施	学校における人権教育の推進に資する教職員研修の実施	1. 人権教育担当主任等研修(コロナの影響で「自主研修」に変更) ○県内5会場にて実施 ・隠岐会場:6月3日(水) 隠岐合同庁舎 受講者 22名 ・松田会場:6月16日(火) 松田合同庁舎 受講者 56名 ・浜田会場:6月17日(水) 浜田教育センター 受講者 106名 ・松江会場:6月23日(火) 松江合同庁舎 受講者 110名 ・出雲会場:6月25日(木) 出雲合同庁舎 受講者 108名 ○内容 ※運営及び講師…人権同和教育課 指導主事 1. 講義 I 「進路保障を進めるために」 2. 講義 II 「人権教育担当主任等の役割について」 3. 説明 「県内の人権教育の推進状況について」 4. 講義 III 「人権学習の授業づくりについて」 5. 情報交換 「人権学習・校内体制・校内研修について」	・コロナの影響で「自主研修」に変更した。提供した研修資料については概ね「わかりやすかった」と好評をいただいた。 ・自主研修の報告精進を8月下旬に設定したところ、学校の夏季休業中にもかかわらず、積極的に参加する声が多かった。 ・今後は、対面形式だけでなく、演習や意見交換の場面も盛り込むことで、学びや気づきの多い研修としたい。 ・受講者の経年数やニーズに差があり、過去3年の間に受講歴のある方は午後からの受講を認めている。実践のヒントを掴みに来ているのではないかと、答えを聞きに来ている方が毎年一定の割合でいることが課題。	1. 人権教育担当主任等研修 ○県内5会場にて実施 ・隠岐会場:6月1日(火) 隠岐合同庁舎 受講者 22名 ・松田会場:6月8日(火) 松田合同庁舎 受講者 49名 ・出雲会場:6月17日(水) 出雲合同庁舎 受講者 100名 ・松江会場:6月22日(火) 松江合同庁舎 受講者 100名 ・浜田会場:6月24日(木) 浜田教育センター 受講者 87名 ○内容 ※運営及び講師…人権同和教育課 指導主事 1. 講義 I 「進路保障を進めるために」 2. 講義 II 「人権教育担当主任等の役割について」 3. 説明 「県内の人権教育の推進状況について」 4. 講義 III 「学校と福祉の連携の必要性について」 5. 講義 IV 「性の多様性が認められる学校づくりについて」 6. 情報交換 「人権教育全体計画について」

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果、今後の目標等	令和3年度実施計画
②	男女がともに働きやすい職場環境の整備(ワークライフバランスの推進)	男女共同参画の理解促進事業(女性活躍推進課【再掲】)	男女共同参画の理解促進事業(ワークライフバランスの推進)	1 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修(男女共同参画サポーター及び市町村担当者研修の開催(向上班修・松江市、浜田市、大田市、各1回)、交流会:オンライン開催(一部会場実施)) 2 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催(地域に向けた男女共同参画推進講座の開催(松江市2回、吉賀町、知夫村各1回)) 若者に向けた男女共同参画推進啓蒙講座の開催(県立農林大学校、島根県立大学3キャンパス)	男女共同参画センター「あすてらす」では、県内各地で様々な広報啓蒙等を実施することにより、男女共同参画の意識が高まり、男女ともに各年代で理解が深まってきているが、一部の地域には依然として定型的な性別役割分担意識が残っている。今後、それぞれの地域の課題や実情を踏まえながら、幅広い世代に対しての啓蒙・理解促進に取り組んでいく必要がある。	1. 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修(基礎研修・松江市、浜田市、大田市、各1回) 2. 交流会: オンライン開催(一部会場実施) 3. 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催(地域に向けた男女共同参画推進講座の開催(松江市2回、吉賀町、知夫村各1回)) 若者に向けた男女共同参画推進啓蒙講座の開催(県立農林大学校、島根県立大学2キャンパス)
	働きやすい職場づくりの推進(雇用政策課)	働きやすい職場づくり推進事業(雇用政策課)	働きやすい職場づくりを支援(ワークライフバランスの推進)	49社(一般相談38件、市町村男女共同参画条例等の相談13件)	働きやすい職場づくりを支援(ワークライフバランスの推進)	働きやすい職場づくりの推進(雇用政策課)
	女性就労ワンストップ支援体制整備事業(女性活躍推進課)	女性就労ワンストップ支援体制整備事業(女性活躍推進課)	県内企業で就労をめざす女性の就職相談窓口を設置し、女性の就労に関するワンストップの支援体制を整備	女性を対象とした就職相談窓口(レディーズ仕事センター)において、総合的な就職支援を行った。相談件数1,462件、求職者数2,444人、求人者数1,333人、求職者数327人となり、令和元年度の実績を上回った。 ・就職支援セミナー、企業向けセミナーの開催 ・合同就職説明会や県内企業での職場見学会の実施 ・ホームページ等の活用による情報提供・広報(拡充) ・出張相談会の開催(新規) ・就労ニーズを踏まえた求人開拓(新規)	女性を対象とした就職相談窓口(レディーズ仕事センター)で求職者への支援、職業紹介の推進、就職支援セミナー、企業向けセミナーの開催、合同就職説明会や県内企業での職場見学会の実施、ホームページ、SNSの活用による情報提供・広報(拡充)、出張相談会の開催、就労ニーズを踏まえた求人開拓、オンラインでの相談体制の整備(拡充) ※R3年度は、「あらゆる分野での女性活躍推進事業」内に移行	女性を対象とした就職相談窓口(レディーズ仕事センター)で求職者への支援、職業紹介の推進、就職支援セミナー、企業向けセミナーの開催、合同就職説明会や県内企業での職場見学会の実施、ホームページ、SNSの活用による情報提供・広報(拡充)、出張相談会の開催、就労ニーズを踏まえた求人開拓、オンラインでの相談体制の整備(拡充) ※R3年度は、「あらゆる分野での女性活躍推進事業」内に移行
	中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業(女性活躍推進課)	中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業(女性活躍推進課)	従業員が出産・育児のために仕事を休むことになり、復帰後復職しやすくなるよう、職場復帰支援(休業手当)の継続適用の拡大を図るため、中小・小規模事業者等へ奨励金を支給する。	中小・小規模事業者等に対し、従業員が産後休業を3か月以上取得し、職場復帰後3か月以上勤務した場合、企業規模等にに応じて奨励金を支給する。(支給件数533件)	中小・小規模事業者等に対し、従業員が産後休業を3か月以上取得し、職場復帰後3か月以上勤務した場合、企業規模等にに応じて奨励金を支給する。 ※R3年度は、「女性活躍および仕事と生活の両立のための環境づくり推進事業」内に移行	中小・小規模事業者等に対し、従業員が産後休業を3か月以上取得し、職場復帰後3か月以上勤務した場合、企業規模等にに応じて奨励金を支給する。 ※R3年度は、「女性活躍および仕事と生活の両立のための環境づくり推進事業」内に移行
	子育てしやすい職場づくり促進事業(女性活躍推進課)	子育てしやすい職場づくり促進事業(女性活躍推進課)	子育てしやすい柔軟な働き方ができる環境を整えるため、中小・小規模事業者等へ奨励金を支給し、「休み方」と「働き方」の改善を推進する。	【対象】島根県内に本社又は主たる事業所がある中小・小規模事業者等 【支給要件】以下のA、Bいずれかの要件を満たしていること。 A) 時間単位の有給休暇制度(令和2年4月1日以降に導入し、小学6年以下の子どものいる従業員が1時間単位の有給休暇制度を年度内に8時間以上(個人)利用した実績があること) B) 短時間勤務制度(あるいはその代替制度※)(令和2年4月1日以降に導入し、従業員が3歳以上小学6年以下の子どものいる従業員が1時間単位の有給休暇制度(あるいは代替制度※)の活用実績があること) ※短時間勤務制度の代替制度…フレックスタイム制度「始業終業時刻の繰上げ・繰下げ」 【支給額】A、Bそれぞれ20万円(40万円上限)1事業所につき、A、Bそれぞれ1回限り(6月補正で金額増当初、1制度10万円) (支給件数93件、102制度導入)	令和2年度に新設された本奨励金制度について、制度導入後の利用実績が必要となることもあり、事業の利用(200制度)には到達しなかったものの、一定の制度導入数があった。 今後、制度導入企業数を増やし、働きやすい職場環境づくりを整えるため、奨励金の積極的な周知を図っていく必要がある。	令和2年度以降新たに時間単位の年次有給休暇制度または育児短時間勤務制度等を就業規則に規定し、一定の制度回数に達して奨励金を支給する。 ※R3年度は、「女性活躍および仕事と生活の両立のための環境づくり推進事業」内に移行
	女性活躍推進員設置事業(土木総務課)	女性活躍推進員設置事業(土木総務課)	女性活躍推進員が女性活躍に係る支援策のPRのため建設企業を訪問し、それをきっかけとして、男子がともに働きやすい職場環境づくりを推進し、建設企業を支援することを目的とする	【対象】県内建設事業者(実施主体)県(手法)松江工商会議所・島根県商工会連合会へ女性活躍推進員設置を委託	令和2年度訪問実績 92事業者 令和2～4年度で500事業者を訪問予定	【対象】県内建設事業者(実施主体)県(手法)松江工商会議所・島根県商工会連合会へ女性活躍推進員設置を委託

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
①	① 漁らゆる分野における女性の参画の推進	女性の参画促進・人材育成事業 (女性活躍推進課)	政策・方針決定過程への男女共同参画を推進するため、人材の育成	<p>令和2年度実施状況</p> <p>1 女性の政策・方針決定過程への参画の推進 ・審議会等への女性の参画の推進 (R2.4.1)女性の参画率(47.2%) ・女性人材情報リストの整備及び情報提供</p> <p>2 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 ・男女共同参画サポーター及び市町村担当者研修の開催 (各1回、交流会:オンライン開催、アクティブサポーター養成研修:松江市、浜田市 各1回、交流会:オンライン開催(一部会場実施))</p> <p>3 しまね女性ファンドによる女性グループへの支援</p> <p>(7) 企業等における女性活躍の推進 経営者や管理職対象などイクボスセミナーの開催(松江市での開催1回、オンラインでの開催1回) ・女性活躍推進フォーラムの開催(未開催) ・女性のスキルアップやリーダー養成セミナーの開催(大田市他オンライン等) ・女性活躍の推進に積極的に取り組む企業や、仕事も生活も充実させている女性の表彰やホームページ等ににおけるPR (しまね女性の活躍応援企業表彰5社、しまね働く女性きらめき大賞7名) ・フューチャー・ハレーションキャンプの実施 ・男性の家事・育児参画促進のための「家事手帳」「育児手帳」の作成 ・資格や経験を活かした起業等を望む女性を対象としたセミナーの開催(松江2回、西部(オンライン)2回)</p> <p>(8) 企業等における女性活躍のための環境整備支援 ・女性活躍や仕事と生活の両立支援に係る行動計画の策定支援 (行動計画策定件数 17件、フォローアップ件数 26件) ・しまね女性の活躍応援企業「こころカンパニー」の登録 (しまね女性の活躍応援企業 288企業等、こころカンパニー-1の登録) ・「女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業補助金」による企業等への経費助成 (交付件数 26件、交付金額 20,986千円)</p>	<p>令和2年度までの成果・今後の目標等</p> <p>男女が性別に関わりなく、その個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、政策・方針決定過程における女性の参画の推進や地域に向けた男女共同参画推進講座等の開催、女性グループの自発的な活動に対する支援を行ってきた。県の審議会等への女性の参画率はH18年度以降40%以上となっているが、目標値50%の達成に向け、今後も引き続き女性の委員の参画促進に向けた働きかけを行うてい必要がある。</p> <p>また、島根県は女性の有業率は高いものの、管理的職業従事者に占める女性の割合は低く、さらに、65.6%の人が女性が働き続けにくいと感じている。このため、今後も女性が個性と能力を十分に発揮できる、働きやすい職場環境の整備を進めていく必要がある。</p>	<p>令和3年度実施計画</p> <p>1. 女性の政策・方針決定過程への参画の推進 ・審議会等への女性の参画の推進 ・女性人材情報リストの整備及び情報提供</p> <p>2. 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 ・男女共同参画サポーター及び市町村担当者研修の開催</p> <p>3 しまね女性ファンドによる女性グループへの支援</p> <p>あらゆる分野での女性活躍推進事業 ・女性の起業支援事業 ・女性活躍100人会議 ・しまね働く女性きらめき大賞 ・女性の雇用・就業促進事業 ・女性のスキルアップセミナーや交流会の開催(雲南市、益田市、他オンライン等)</p> <p>女性活躍および仕事と生活の両立のための環境づくり推進事業 ・男性の家事・育児参画促進事業 ・女性活躍企業支援事業(事例集) ・イクボスネットワーク ・こころカンパニー認定事業 ・一般事業主行動計画策定支援事業 ・女性活躍のための環境整備支援事業(実践補助金) ・こころカンパニー認定企業拡大事業 ・しまね女性の活躍応援企業表彰 ・しまね働く女性きらめき大賞 ・中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業 ・子育てしやすい職場づくり推進事業</p> <p>農林水産基本計画の策定を推進するため、事業の見直しを行った。漁村女性指導士の活動支援については、これに特化した事業によらず、水産業普及活動の一環として支援。 令和2年度をもって事業廃止</p>
		普及指導体制強化事業(水産課)	女性指導士の活動支援 ・漁村における女性の主体的活動を促進し、本県水産業の振興と活力ある漁村づくりを図る。	<p>漁村女性指導士の活動支援 ・地産水産物の水産普及・食育推進活動の実施 ・水産加工品等の製造技術指導等</p>	<p>目標とする漁村女性指導士の人数 9人 現状:9人 新規加入がないことと高齢化のため、現状維持をめざす</p>	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
④	DV等女性に対する暴力防止の取組と支援	普及啓発事業 (青少年家庭課)	DV防止のための啓発・広報の実施	令和2年度実施状況 1. 一般県民向け対象の講演会の実施 ・令和2年11月13日(オンライン講演会) ・テーマ「コロナショックとDV ～女性を追い詰める、もう一つのパンデミック～」 ・講師 広島大学ハラスメント相談室 准教授 NPO法人全国エンジェルネットワーク共同代表 北仲 千里 氏 2. DV防止のための研修会等の実施 ・DVIに関する正しい理解を得られるよう各種研修会への講師派遣等を実施。 ※令和2年度の人権フェスティバルは中止	前年度までの成果・今後の目標等 オンラインによる県民向け公開講座を実施し、コロナ禍の中で、多数の方への啓発を行う事ができた。 DVの正しい理解と予防のためには、継続した啓発、予防教育が必要であり、特に若年層には重点的に取り組む必要がある。今後、新型コロナウイルスの状況に応じた啓発活動や研修等を実施していく必要がある。	1. 一般県民向け対象の講演会等の実施 ・令和3年11月にモラルハラスメントをテーマとした講座を実施 2. DV防止のための研修会等の実施 ・DVIに関する正しい理解を得られるよう各種研修会への講師派遣等を実施 3. しまね人権フェスティバルへの参画 ・ハネル展示、リーフレット配布 4. 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に広報・啓発活動を実施 ・新聞、市町村広報誌等による啓発 ・県立図書館におけるハネル展示 ・県内3箇所においてバーチャルライトアップによる啓発を実施 5. 中学生・高校生向けDV予防教育プログラムの普及 ・教職員向けにデートDVをはじめとする暴力予防教育実践者研修を実施 ・各種会議等においてデートDV予防教育を働きかける
		DV被害者等の保護及び支援に関する事業 (青少年家庭課)	DV被害者等の支援に関する関係機関連絡会の関係機関との連携やDV被害者等の保護の実施	令和2年度実施状況 1. 女性に対する暴力対策関係機関連絡会の開催(書面) ・各機関の取り組み状況や国による新たな施策等について情報共有を行った 2. DV被害者等保護事業 ・緊急時における一時保護を行った ・対応した自立に向けて支援を行った 3. DV被害者自立支援金交付事業の実施 ・自立にあたって、当面の生活費用や住宅の借上げ資金を貸し付けることにより、被害者の生活意欲を喚起し、被害者が安定した生活を営めるよう支援を実施した(42年度の実績はなし) 4. ステップハウス提供事業の実施 ・直ちに住居の確保が困難なDV被害者等に、一時的な生活の場(ステップハウス)を提供し、早期の自立を支援した	1. DV被害者や同半居(者)の適切な保護及び自立支援に向けてネットワーク会議を主催し、関係機関の連携強化を図った。 ・緊急時における迅速かつ安全な一時保護の実施と自立支援に努めた。 ・被害者等の適切な安全確保や自立支援のため、関係機関との連携強化による支援体制の充実が必要である。	1. 女性に対する暴力対策関係機関連絡会の開催 ・各機関の取り組み状況や国による新たな施策等について情報共有 2. DV被害者等保護事業 ・緊急時における一時保護を実施し、安全確保を行いつつ被害者等のニーズに応じた自立に向けての支援を行う 3. DV被害者自立支援金交付事業の実施 ・自立にあたって、当面の生活費用や住宅の借上げ資金を貸し付けることにより、被害者の生活意欲を喚起し、被害者が安定した生活を営めるよう支援を実施 4. ステップハウス提供事業の実施 ・直ちに住居の確保が困難なDV被害者等に、一時的な生活の場(ステップハウス)を提供し、早期の自立を支援

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
⑤	相談体制の充実	女性相談事業 (青少年家庭課)	女性相談センターや各児童相談所に おける女性相談の実施	令和2年度実施状況 1. 女性相談事業 ・女性相談センター、児童相談所での女性相談員による相談 ・弁護士相談、精神科相談の実施 ・相談担当者の対応力向上を図るための研修を実施 ・性暴力被害者支援センターたんぽぽ館において、性暴力被害者支援を実施 2. 市町村への働きかけ ・市町村の相談担当者の対応力向上のため、県が実施する専門研修等への参加を呼びかけた。 ・市町村の相談支援体制充実に向けて、担当者会議等において情報交換や助言等を行った。	前年度までの成果・今後の目標等 ・相談者の様々な状況に応じ、必要な専門相談も実施しながら相談に応じた。 ・女性相談センター及び児童相談所の相談担当者の対応力強化に向けて専門研修を実施し、市町村やその他関係機関へも参加を呼びかけ、各機関における機能強化に努めた。 ・県の相談対応機関における支援能力の向上や、相談に最も身近な相談窓口である市町村の相談体制の更なる充実が必要である。	令和3年度実施計画 1. 女性相談事業 ・女性相談センター、児童相談所での女性相談員による相談 ・弁護士相談、精神科相談の実施 ・相談担当者の対応力向上を図るための研修を実施 ・性暴力被害者支援センターたんぽぽ館において、性暴力被害者支援を実施 2. 市町村への働きかけ ・市町村の相談担当者の対応力向上のため、県が実施する専門研修等への参加を呼びかける ・市町村の相談支援体制充実に向けて、担当者会議等において情報交換や助言等を行う
	性犯罪被害者等に対する相談体制の充実 (県警捜査第一課)	性犯罪被害者等に対する相談への対応	1. 相談電話(性犯罪110番)に対する相談への対応 2. 性犯罪対策に対する教育	閉庁日、夜間等関係なく24時間体制で適切に対応している。 ・例年異動教養方式で性犯罪捜査実務研修会を開催していたところであるが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため集合教養を避け、令和2年9月中に各12警察署にて性犯罪捜査巡回教養を実施し、性犯罪捜査指定捜査員や性犯罪捜査に従事する捜査員に限らず、幅広く教養を実施した。 受講者数175名(内女性50名)	引き続き、閉庁日、夜間等関係なく24時間体制で対応する。 ・各警察署にて性犯罪捜査巡回教養を実施し、性犯罪指定捜査員や性犯罪捜査に従事する捜査員に限らず、幅広く教養を実施することとなり、被害者の今年度から重点専科として性犯罪捜査専科を実施することとなり、被害者の心情に配慮した適切な捜査を推進するため、当該業務に従事する警察官等に心して必要な教養を実施し、専門的な知識・技能の習得を図る。 ・県下の警察職員に司法面接に必要な知識・技術を身につけることを目的として司法面接研修会を開催予定である。	
		女性警察官による事情聴取	女性警察官の増員により、各警察署における被害者担当の個々の負担はか なり軽減されてきている。また、必要があれば、捜査第一課強行犯係や西部機動 捜査隊(女性警察官)から各警察署に捜査員を派遣し、応援捜査を実施することで、 適切な捜査、被害者の精神的負担の更なる軽減に努めた。	女性警察官の増員に限らず、他部の 女性警察官の体制確保に努める。 ・各警察署の女性警察官だけでなく、被 害者の意向を確認しながら、男性警察官 が対応する、本部捜査員が応援捜査する など組織で取り組む。	刑事部の女性警察官に限らず、他部の女性警察官の体制確保に努める。 ・女性警察官のみでなく、性的マイノリティに配慮し、被害者等の意向を確認し ながら、性別にとらわれないことなど対応するなど組織で取り組む。	
		性犯罪捜査資材の整備	各署において不足した代替着等について不足分を随時補充、再発見分時に被 害者役として使用するダミー人形の整備を行い、対応に万全を尽くした。 ・被害者の心身に配慮した捜査の推進に伴い、男性被害者の性犯罪捜査にお いて再発見分時に使用する被服隠蓋付きパンツや男性被害者用代替着を各署に 整備配布した。	引き続き、被害者の心身に配慮した捜査 を推進するため、必要な資材の整備・補 充に努める。	各署において不足した代替着等の資材の整備・補充を実施し、対応に万 全を尽くす。 ・フロントアップ支援センター等と連携を強化し、被害の届出をためらう被害者か らの証拠資料採取を目的とした性犯罪証拠採取キットの整備を推進する。	
		関係機関との連携と相談員 の対応力向上 (県警少年女性対策課)	DV事案にかかる関係機関との意見交 換会の開催による相互支援体制の確 立	各圏域を通じて情報共有を図り、相互 に連携した体制をとった。 ・今後も支援体制を強固なものにするた め、連携強化を図っていく。	各圏域において警察、女性相談センター、児童相談所による意見交換会を開 催し、DV事案による女性の人身被害等について情報交換及び情報共有を行い、 相互における支援体制の強化を図る。	

## Ⅱ 各人権課題に対する取組

### 2. 子ども

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
21	①「子どもの権利条約」などの理解促進 約)などの理解促進 (教育指導課)	子どもの権利条約に関する条約 理解促進 (教育指導課)	啓蒙資料による学習の実施	令和2年度実施状況 令和元年度より、「子供の権利条約」啓蒙資料の小学生用及び中・高等学校 校用について、各学校の実情に応じた適切な時期・学年で人権教育に活用 できるように、各教育委員会のHPに掲載している。併せて、活用上の留意点 の周知を図り、一層の活用を図る。	前年度までに合わせて人権学習の一環として 冊子を活用した事例があるが、これらの 事例について研修会などを通じて、効果的 な活用方法となるよう周知することが望ま しい。また人権学習を人権週間に実施でき ない場合、各学校の実情に応じた適切な 時期及び学年において、人権教育を実施 することが効果的である。	令和3年度実施計画 引き続き、各学校の実情に応じた時期・学年で人権教育に活用できるよう 教育委員会のHPに掲載する。併せて、活用上の留意点の周知を図り、一 層の活用を図る。
22	②いじめの問題への 取組 (教育指導課)	子どもの権利条約 理解促進 (教育指導課)	各種研修や学校訪問指導における啓 発	令和2年度より、「子供の権利条約」啓蒙資料の小学生用及び中・高等学校 校用について、各学校の実情に応じた適切な時期・学年で人権教育に活用 できるように、各教育委員会のHPに掲載している。併せて、活用上の留意点 の周知を図り、一層の活用を図る。	1. 各教科・領域の目標が達成されるよう に工夫した教育活動が行われた。 2. 継続して理解を深め、指導の改善を図 るための校内研修の工夫が必要である。	引き続き、各学校の実情に応じた時期・学年で人権教育に活用できるよう 教育委員会のHPに掲載する。併せて、活用上の留意点の周知を図り、一 層の活用を図る。
23	③いじめ相談「フロン」及び 「SNS相談」の活用 (教育指導課) (教育センター)	人権教育研修講座 (人権同和教育課)【再掲】	学校における人権教育の推進に資す る教職員研修の実施	令和2年度より、「子供の権利条約」啓蒙資料の小学生用及び中・高等学校 校用について、各学校の実情に応じた適切な時期・学年で人権教育に活用 できるように、各教育委員会のHPに掲載している。併せて、活用上の留意点 の周知を図り、一層の活用を図る。	1. 各教科・領域の目標が達成されるよう に工夫した教育活動が行われた。 2. 継続して理解を深め、指導の改善を図 るための校内研修の工夫が必要である。	引き続き、各学校の実情に応じた時期・学年で人権教育に活用できるよう 教育委員会のHPに掲載する。併せて、活用上の留意点の周知を図り、一 層の活用を図る。
24	④いじめの問題への 取組 (教育指導課)	生徒指導関係研修会の実施 (教育指導課)	生徒指導主任・主事等を対象にいじ め、不登校などの課題についての研 修の実施	当初は県内5か所において、小・中・義務教育学校を対象に行う予定で あったが、コロナ禍の影響もあり、自主研修の形式で実施した。 当初は県内の東西2か所において、全ての高、特別支援学校を対象に行 う予定であったが、コロナ禍の影響もあり、自主研修の形式で実施した。	1. 各教科・領域の目標が達成されるよう に工夫した教育活動が行われた。 2. 継続して理解を深め、指導の改善を図 るための校内研修の工夫が必要である。	引き続き、各学校の実情に応じた時期・学年で人権教育に活用できるよう 教育委員会のHPに掲載する。併せて、活用上の留意点の周知を図り、一 層の活用を図る。
25	⑤いじめ相談「フロン」及び 「SNS相談」の活用 (教育指導課) (教育センター)	人権教育研修講座 (人権同和教育課)	学校における人権教育の推進に資す る教職員研修の実施	令和2年度より、「子供の権利条約」啓蒙資料の小学生用及び中・高等学校 校用について、各学校の実情に応じた適切な時期・学年で人権教育に活用 できるように、各教育委員会のHPに掲載している。併せて、活用上の留意点 の周知を図り、一層の活用を図る。	1. 各教科・領域の目標が達成されるよう に工夫した教育活動が行われた。 2. 継続して理解を深め、指導の改善を図 るための校内研修の工夫が必要である。	引き続き、各学校の実情に応じた時期・学年で人権教育に活用できるよう 教育委員会のHPに掲載する。併せて、活用上の留意点の周知を図り、一 層の活用を図る。



No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
③	不登校への取組	引きこもり児童等自立支援事業 (青少年家庭課)	集団生活が苦手な児童等に対し、個別による集団指導、社会体験の機会を提供するなどにより相談・支援の実施	参加児童延べ人数 9名 (1回参加人数 各×0日×4回) ※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年度は各児相とも実施を取り止め。	今後、集団生活が苦手な児童等の状態に即した段階的な支援を行っていく必要がある。児童相談所の支援の一環として、柔軟な対応が求められる。	各児童相談所において、2泊3日で実施予定 計4回(各児童相談所1回ずつ) 参加児童延べ人数(予定) 120名 (1回参加人数 各×3日×4回) ※新型コロナウイルスの感染状況により実施の可否を検討。
	支援調査の実施 (教育指導課)	支援センター等運営事業 (教育指導課)	不登校児童生徒の実態把握の実施	島根県単独調査として、各学期の不登校児童生徒及び不登校傾向児童生徒の実態を把握した。また、年度末調査として文部科学省調査を実施した。	継続して調査を実施し、県内の状況や特徴、効果的な取組等について周知を図る。	島根県単独調査として、各学期の不登校児童生徒及び不登校傾向児童生徒の実態を把握する。また、年度末調査として文部科学省調査を実施する。
	いじめ対策等生徒指導推進事業 (教育指導課)	教育支援センターの運営を運営する市町村にしまね市町村総合交付金を措置	いじめや不登校等の課題を抱える児童生徒の学校復帰や自立に向け、文員、指導員、教育相談員を配置	教育支援センター(不登校の児童生徒に対して集団生活や学習の機会を与え、学校への復帰や将来の社会生活への適応に対する支援等を目的として)市町村が設置、運営)は、現在県内8市2町(安来市、松江市、出雲市、(3)雲南市、浜田市、大田市、江津市、益田市、邑南町、隠岐の島町)に開設されており、これらの施設のうち要件を満たした施設には運営経費等の一部に、しまね市町村総合交付金を措置した。	令和2年度通室者221人、令和2年度通室者207人と引き続き多くの児童生徒が利用している。不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すための学習機会を確保できる場所として重要な役割を果たしている。	教育支援センター(不登校の児童生徒に対して集団生活や学習の機会を与え、学校への復帰や将来の社会生活への適応に対する支援等を目的として)市町村が設置、運営)は、現在県内8市2町(安来市、松江市、出雲市、(3)雲南市、浜田市、大田市、江津市、益田市、邑南町、隠岐の島町)に開設されており、これらの施設のうち要件を満たした施設には運営経費等の一部に、しまね市町村総合交付金を措置する。
	生徒指導関係研修会の実施 (教育指導課) 【再掲】	いじめ対策等生徒指導推進事業 (教育指導課)	生徒指導主任・主事等を対象に、いじめ、不登校などの課題についての研修の実施	当初は県内5分所において、小、中、義務教育学校を対象に行う予定であったが、コロナ禍の影響もあり、自主研修の形式で実施した。当初は県内の東西2分所において、全ての高、特別支援学校を対象に行う予定であったが、コロナ禍の影響もあり、自主研修の形式で実施した。	県道高校には引き続き4名、浜田高校校定時制・通信制には3名、三刀屋高校併合分校に1名の教育相談員を配置し、中学時代不登校であった生徒や、他校を退学した生徒等と様々な場面に於いて関わりを持ち、教員以外の立場から生徒を見守り、いつでも相談に応じることができるよう支援に携わった。	5分所において、小、中、義務教育学校を対象に行う予定であるが、コロナウイルスの感染状況によっては研修形式の変更も検討する。東西2分所において、全ての高、特別支援学校を対象に行う予定であるが、コロナウイルスの感染状況によっては研修形式の変更も検討する。
	いじめ相談テレフォン及び「SNS相談」の活用 (教育指導課) (教育センター) 【再掲】	島根県教育委員会に相談を受け付ける電話及びSNS相談窓口を開設し、いじめ等の相談への対応	引き継ぎ、電話相談では、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とする。(24時間子供SOSダイヤルとの接続)	令和2年度より公立・私立の中学生・高校生を対象に実施した。SNS相談は415件の相談を受けた。	引き継ぎ、電話相談では、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とする。(24時間子供SOSダイヤルとの接続)	引き継ぎ、電話相談では、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とする。(24時間子供SOSダイヤルとの接続)
	教育相談事業の実施 (教育指導課) (教育センター)	幼児・児童生徒及び保護者からの教育相談に対応するとともに、教職員へのコンサルテーションの実施	教育センター所内(集所や電話)相談の実施 島根県教育センター(松江)火、水、木、金 同 浜田教育センター(浜田)月、火、水(午後)、木、金 遠隔地での出張教育相談 ※県道教育相談室での対応 こころ・発達教育相談室での対応 教職員へのコンサルテーション(随時)	R2年度における教育相談の実施状況 ・島根県教育センター所内相談 件数127件、教職員等との相談回数0回(延べ)、総相談回数1825回(延べ) ・浜田教育センター所内相談 件数181件、教職員等との相談158回(延べ)、総相談回数2122回(延べ) ・出張教育相談 島根県教育センター0件 浜田教育センター16件 こころ・発達教育相談室内相談 件数45件、総相談回数189回(延べ) コロナの状況によって中止していた時期もあったが、その分再開した時のニーズの高まりが大きく、総数の減りを抑えることができた。	島根県教育センターでは、感染症予防対策(相談後の消毒)に時間をとるののため、昨年度に引き続き一日5体の相談体制とする。七軒一自らの普及啓発に努めるとともに、子ども安全支援室とも連携を図り、市町村の教育支援センターや子ども、若者支援センター等と協働しながら相談業務を行っていく。	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
23	③不登校への取組	スクールカウンセラー配置事業 (教育指導課) 【再掲】	小・中・養・高・特別支援学校へスクールカウンセラーを配置することにより教育相談機能を充実	臨牀心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図った。 令和2年度も令和元年度に引き続き、スクールカウンセラーを県内全ての公立学校に配置した。	スクールカウンセラーの配置により、児童生徒や保護者に寄り添った支援ができ、精神的な不安定が広まら、いっつも相談できるという雰囲気が出来た。教職員の児童生徒と信頼関係が深まり、適切な支援につながるスクールカウンセラーのより良い活用を図るとともに、資質向上と人材確保について充実させていく必要がある。	臨牀心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図る。 令和3年度も令和元年度に引き続き、スクールカウンセラーを県内全ての公立学校に配置する。
		スクールソーシャルワーカー活用事業 (教育指導課) 【再掲】	配置希望の市町村に委託してスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備	福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内18市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携、調整するコーディネートを行ったり、校内の教育相談体制づくりを行なった。また、県立高校2校(伊達、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣した。	スクールソーシャルワーカーが福祉的な側面からの支援や環境調整に関わることで、学校での組織的な取り組みは進んでいる。今後、学校現場へのスクールソーシャルワーカー事業の周知徹底や、スクールソーシャルワーカーの人材確保、資質の向上のため、研修会等を開催していく必要がある。	福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内18市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携、調整するコーディネートを行ったり、校内の教育相談体制づくりを行なった。また、県立高校2校(伊達、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。
		連絡調整員配置事業 (教育指導課)	学校等に籍がなく、ひきこもり等の状態にある生徒に対し、社会参加に向けての連絡調整	栄通高校、浜田高校定時制・通信制の2校をそれぞれ東部と西部の拠点校として、2名ずつの連絡調整員により中学校卒業直後あるいは高等学校中途退学直後でひきこもり等が懸念される人に対して、社会参加に向けた連絡調整を行った。	中学校卒業生27名、高等学校中退者23名を把握し、進べ480回が学校と、301回が関係機関と、138回が本人・保護者等と連絡調整を行った。 実際にひきこもりになった人と連絡をとることが難しいケースも多く、外部機関につながることは難しい面がある。	栄通高校、浜田高校定時制・通信制の2校をそれぞれ東部と西部の拠点校として、2名ずつの連絡調整員により中学校卒業直後あるいは高等学校中途退学直後でひきこもり等が懸念される人に対して、社会参加に向けた連絡調整を行う。令和3年度から私立の高校も対象とする。
		子どもと親の相談員配置事業 (教育指導課) 【再掲】	小学校における不登校の未然防止早期対応のため、「子どもと親の相談員」を小学校に配置し、小学校における教育相談体制、子育てに対する保護者の悩み相談機能を充実	不登校等対応体制充実事業指定校として小学校30校を指定し、管理職、主幹教諭、生徒指導主任等を中心としたチームによる校内支援体制の充実を図った。 市町村に事業を委託し、事業実施者は、児童の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用、指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行った。	不登校等対応体制充実事業の指定校に子どもと親の相談員を配置することで、校内に活動することができた。限られた勤務時間の相談員と担任、管理職等との連携交換や支援計画の共通理解等、組織的な校内体制の構築が今後求められる。	不登校等対応体制充実事業指定校として小学校30校を指定し、管理職、主幹教諭、生徒指導主任等を中心としたチームによる校内支援体制の充実を図った。 市町村に事業を委託し、事業実施者は、児童の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用、指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行う。

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
24	④幼保や児童への虐待防止の取組	子ども家庭相談体制整備事業 (青少年家庭課)	児童及び児童のいる家庭が、身近なところで相談できるとともに、適切で充実した支援が受けられる体制の整備	令和2年度実施状況 1. 児童虐待防止地域連携強化事業 ・子ども専用相談電話支援事業 2. 児童虐待防止対策事業 児童虐待防止対策強化のための広報啓発、研修等を実施 3. 児童相談対応、専門性向上のための研修 島根県児童相談所・市町村職員等専門研修会を下記の日程で実施 前期：R2/7/29～31、8/3～4 (46名) 後期：R2/10/7、14、21、28 (32名) 計：78名が参加 市町村職員等の児童相談対応、専門性向上のためのスキルアップ研修を下記の日程で実施 第1回：R3/1/29 (58名) 第2回：R3/2/12 (61名) 計：119名が参加 4. 主任児童委員研修会の実施 島根県民生児童委員協議会に主任児童委員研修業務を委託。 令和2年度島根県主任児童委員研修会 松江会場：130名 江津会場：65名 計：195名が参加 5. 児童相談所専門スタッフ配置 ・全児童相談所に嘱託弁護士、嘱託精神科医を配置。保健師については、中央原相に正務職員、出雲原相に嘱託職員を配置。浜田原相と益田原相については益田保健所との正務職員を兼務で対応。 ・令和2年度も島根大学医学部付属病院と医療的機能強化事業を契約して実施 (R2年度：1件)。	児童が抱える悩みや不安を受け止める重要な場になっている。相談員の確保が課題。 児童相談所職員の専門性向上や、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につなげている。 3. 市町村相談体制支援事業 平成28年の児童福祉法改正により、児童福祉法や委託児童相談所協議会(市町村)調整協議会の担当者に対する研修が義務化された。児童相談所・市町村職員等専門研修会を実施。養育対象者の受容性を高めることにも、広く専門性向上にも研修受講を呼びかけていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により養育対象者について、密接拡大防止対策を講じた上で、計画した2回を実施。	1. 児童虐待防止地域連携強化事業 ・子ども専用相談電話支援事業 2. 児童虐待防止対策事業 児童虐待防止対策強化のための広報啓発、研修等を実施 3. 児童相談対応、専門性向上のための研修 平成28年の児童福祉法改正により、社会福祉主事から児童福祉士となる任用前の者、児童福祉士に任用された後の者、市町村の要保護児童地域協議会へ配置される専門職(調整担当者)に対する研修が義務化された。児童相談所・市町村職員等専門研修会として引き続き実施。令和3年度も、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため受講者を義務対象者に絞って開催する。 令和2年度同様、新型コロナウイルスの対策を講じた上でスキルアップ研修を実施する。 4. 主任児童委員研修会の実施 主任児童委員が、地域における身近な児童相談支援窓口として児童福祉法第17条に定める職務内容を円滑に果たしていくために、専門性の向上を図ることを目的とする。 令和2年度同様、島根県民生児童委員協議会に研修を委託して実施する。 5. 児童相談所専門スタッフ配置 ・全児童相談所に嘱託弁護士、嘱託精神科医を配置する。保健師については、引き継ぎ確保できるような調整する (R3より浜田原相と兼務で益田原相に正務職員を配置)。 ・引き続き、島根大学医学部付属病院と医療的機能強化事業を契約して実施する。
25	⑤子どもの貧困対策への取組の推進	子どものセーフティネット推進事業 (地域福祉課)	「島根県子どものセーフティネット推進計画」に基づき、有識者会議や市町村と県で構成する会議を開催し、実施状況の把握や推進上の課題について協議を行う。	「島根県子どものセーフティネット推進計画」の結果を反映させた「島根県子どものセーフティネット推進計画(第2期)」を策定した。	「島根県子どものセーフティネット推進計画」の進捗状況等を把握する。 インターネット環境の目まぐるしい発達により、夜型社会・情報化社会が更に進展し、青少年がインターネット等に起因する非行・犯罪被害に遭うおそれが高まっており、対策施設への立入調査やフィードバック等の普及啓発を重点的に取り組む必要がある。また、少子化に伴い、青少年と地域の大人の交流機会が減少する傾向にあり、青少年育成島根県民会議の諸事業を通して、地域の子どもの成長を促す気運の醸成を図る必要がある。	「島根県子どものセーフティネット推進委員会」を開催し、「島根県子どものセーフティネット推進計画」の進捗状況等を把握する。 社会全体で青少年育成に取り組む意識を高める体制構築を旨とし、青少年育成島根県民会議の活動支援や青少年育成に関する啓発活動等を通じて、市町村や関係団体との連携を強化するための人材の充実・登録、育成と若者の主体的取組の支援を推進する。 青少年育成島根県民運動及び児童福祉理念並びに非行被害防止、相談窓口等について、さらなる普及と周知を図るため、街頭キャンペーン、広報誌、SNS、ホームページ等での広報啓発を推進する。 県の子ども・若者計画である「まねね青少年プラン」を、青少年を巡る最新の情勢や課題に応じた内容に改定する。
26	⑥健全育成に向けた取組	青少年健全育成事業 (青少年家庭課)	青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)や、子ども・若者育成支援強調月間(11月)等にあわせた啓発活動や、有識者会議の実施及び青少年育成島根県民会議が行う活動への助成			

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
	の相談体制の充実	いじめ相談子レフォン、及びSNS相談の活用 (教育指導課) 【再掲】	事業概要 鳥根県教育委員会に相談を受け付ける電話及びSNS相談窓口を開設し、いじめ等の相談への対応	引き継ぎ、電話相談では、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつまでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とする。(24時間子供SOSダイヤルとの連携) SNS相談は令和2年度より県の事業として、公立・私立の中学生、高校生を対象に実施した。	引き継ぎ、電話相談では、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつまでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とする。(24時間子供SOSダイヤルとの連携) SNS相談は公立・私立の中学生、高校生を対象に年間を通して実施する。	令和3年度実施計画
	教育相談事業の実施 (教育指導課) (教育センター) 【再掲】	教育相談事業の実施 (教育指導課) (教育センター) 【再掲】	児童・児童生徒及び保護者からの教育相談に対応するとともに、教職員へのコンサルテーションの実施	教育センター(栄所)や電話相談の実施 鳥根県教育センター(浜江) 火、水、木、金 同 浜田教育センター(浜田) 月、火、水(午後)、木、金 遠隔地での出張教育相談 このころ、発達教育相談室での対応 教職員へのコンサルテーション(随時)	R2年度における教育相談の実施状況 ・鳥根県教育センター一所内相談 件数127件 教職員等との相談30回 (延べ) 総相談回数1825回(延べ) ・浜田教育センター一所内相談 件数181件、教職員等との相談158回 (延べ) 総相談回数2122回(延べ) ・出張教育相談 鳥根県教育センター0件 浜田教育センター16件 鳥根県教育センター16件 このころ、発達教育相談室内相談 件数45件 総相談回数189回(延べ) コロナの状況により中止していた時期もあったが、その分再開した時のニーズの高まりが大きく、総数の減りを抑えることができた。	鳥根県教育センターでは、感染症予防対策(相談後の消毒に時間をとる)のため、昨年度に引き継ぎ一日5件の相談体制とする。 センター自体の普及啓発に努めるとともに、子ども安全支援室とも連携を図り、市町村の教育支援センターや子ども、若者支援センター等と協働しながら相談業務を行っていく。
	スクールカウンセラー配置事業 (教育指導課) 【再掲】	スクールカウンセラー配置事業 (教育指導課) 【再掲】	小・中・義務・高・特別支援学校へスクールカウンセラーを配置することにより教育相談機能を充実	随時心理士など高度に専門的な知識、経験を有する者をスクールカウンセラー(県の会計年度任用職員)として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図った。 令和2年度も令和元年度に引き続き、スクールカウンセラーを県内全ての公立学校に配置した。	随時心理士など高度に専門的な知識、経験を有する者をスクールカウンセラー(県の会計年度任用職員)として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図る。 令和3年度も令和元年度に引き続き、スクールカウンセラーを県内全ての公立学校に配置する。	
	スクールソーシャルワーカー活用事業 (教育指導課) 【再掲】	スクールソーシャルワーカー 活用事業 (教育指導課) 【再掲】	配置希望の市町村に委託してスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備	福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内18市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活実情の問題に働きかけるために関係機関と連携、調整するコーディネートを行ったり、校内の教育相談体制づくりを行った。また、県立高校2校(伊達、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣した。	福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内18市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活実情の問題に働きかけるために関係機関と連携、調整するコーディネートを行ったり、校内の教育相談体制づくりを行った。また、県立高校2校(伊達、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。	
	いじめ対策等生徒指導推進事業 (教育指導課) 【再掲】	いじめ対策等生徒指導推進事業 (教育指導課) 【再掲】	いじめや不登校等の課題を抱える児童生徒の学校復帰や自立に向け、支援員、指導員、教育相談員を配置	栄道高校には引き続き4名、浜田高校定時制・通信制には3名、三刀屋高校掛合分校に1名の教育相談員を配置し、中学時代不登校であった生徒や、他校を退学した生徒等と様々な場面で関わりを持ち、教員以外の立場から生徒を見守り、いつでも相談に応じることができるよう支援に携わった。	栄道高校には引き続き4名、浜田高校定時制・通信制には3名、三刀屋高校掛合分校に1名の教育相談員を配置し、中学時代不登校であった生徒や、他校を退学した生徒等と様々な場面で関わりを持ち、教員以外の立場から生徒を見守り、いつでも相談に応じることができるよう支援に携わる。	
	少年相談 (原簿少年女性対策課)	少年相談 (原簿少年女性対策課)	相談電話(ヤングテレホン)や電子メールによる相談(みこびーヤングメール)への対応	警察本部に設置している相談電話や相談メール、各警察署における少年相談窓口において受理した少年相談に対し、適切な助言・指導等を行った。	警察本部に設置している相談電話や相談メール、各警察署における少年相談窓口において受理した少年相談に対し、適切な助言・指導を行う。	
			各種広報媒体等への掲載、非行防止教室等の機会を効果的に活用し、少年相談の窓口や相談電話等の周知を図った。	これまでにも各種広報媒体等により少年相談窓口の周知しており、今後も継続して相談窓口の周知徹底を図っていく。	各種広報媒体等への掲載、非行防止教室等の機会を効果的に活用し、少年相談の窓口や相談電話等の周知を図る。	

## II 各人権課題に対する取組

### 3. 高齢者

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
28	①福祉教育、意識啓蒙の推進	ふるさと教育推進に関する支援 (教育指導課) (社会教育課)	児童生徒の福祉の心を育成し、高齢者や障害者への理解を深め、共に生きようとする心情を高めるための指導・助言	1. 各学校への訪問指導等の際に、機会を捉えて指導・助言 2. 島根県社会福祉協議会等との連携・協力	・地域福祉の現状や課題等を知り、福祉への関心を高めることにも、福祉教育への理解を深めている。 ・豊かな人間性・社会性を養うために、地域住民(高齢者等)との交流活動を実施されている。	島根県社会福祉協議会、島根県福祉推進協議会が令和2年度に「しまね流福祉教育推進指針(令和2年度～令和5年度)」を作成した。 島根県教育委員会でも、訪問指導等の折に紹介し、活用を促す。 1. 各学校への訪問指導等の際に、機会を捉えて指導・助言 2. 島根県社会福祉協議会等との連携・協力
29	②就労対策の推進	生涯現役社会づくり推進事業 (高齢者福祉課)	1. 啓発広報 老人の日・老人週間(9/15～21)を中心として、県民誰もが就業社会についての理解と認識が深まるよう啓発の促進 2. 長寿者の顕彰老人の日・老人週間事業の一環として、県内の長寿者に対し好事から表彰状等を贈呈	1. 新聞、広報誌、テレビ、ラジオ等による広報 2. 各種イベントを市町村における週間行事、関連団体(原老人クラブ連合会)における関連事業での啓発 3. 老人週間における、県立8施設の高齢者への無料開放の実施 4. 100歳以上の現役意識を持ち続け社会との関わりを継続している高齢者(しまね健康超寿者)への知事表彰 5. 75歳以上の生涯現役活動を行っている高齢者への「生涯現役証」の交付 交付者数:271名(R2年度末累計 3,577名)	引き続き、老人の日・老人週間を中心として、長寿社会についての理解と認識が深まるよう広報、表彰等により啓発を促進する。 生涯現役証の周知をより一層すすめる。 年間600人以上の新規交付を図る。	1. 新聞、広報誌、テレビ、ラジオ等による広報 2. 各種イベントを市町村における週間行事、関連団体(原老人クラブ連合会)における関連事業での啓発 3. 老人週間における、県立7施設の高齢者への無料開放の実施 4. 100歳以上の現役意識を持ち続け社会との関わりを継続している高齢者(しまね健康超寿者)への知事表彰 5. 75歳以上の生涯現役活動を行っている高齢者への「生涯現役証」の交付 交付者数:5,000名
29	②就労対策の推進	認知症サポーター養成事業 (高齢者福祉課)	認知症になっても安心して暮らせる地域をつくるため、認知症について正しい知識をもつ、認知症の人やその家族を支援する人(サポーター)の育成	認知症サポーター養成講座の開催(市町村実施分を含む) 養成数:3,422名 (R2年度末 養成講座受講者累計 90,547名)	・認知症サポーターは着実に増加している。 ・今後も認知症への理解や支援が進むよう、市町村と協力して養成を行っていく。	認知症サポーター養成講座の開催(市町村実施分を含む) 養成数:5,000名
29	②就労対策の推進	シルバー人材センター事業 運営費等補助 (雇用政策課)	高齢者が地域社会で活躍できるようにシルバー人材センターの取組を支援し、多様な就業の機会を提供する。	(公社)島根県シルバー人材センター連合会の人件費・事業費の一部を補助することで、高齢者の希望に応じた就業機会の提供を支援した。また、中山間地域・離島において利用が少ない派遣事業の拡大を支援した。 ・シルバー人材センターの会員数 4,206人 ・シルバー人材センターの延就業者数 289,910人日 (請負等 214,315人日、派遣 75,595人日)	・R2年度は、コロナ禍で延就業者数が大幅に減少。高齢者の希望に応じた就業機会の提供を支援する。 ・引き続き、高齢者が地域で活躍できるようにシルバー人材センターの取組を支援する。	(公社)島根県シルバー人材センター連合会の人件費・事業費の一部を補助することで、高齢者の希望に応じた就業機会の提供を支援する。 ・中山間地域・離島において利用が少ない派遣事業の拡大を支援する。
29	②就労対策の推進	中高年齢者の就職相談・職業紹介事業 (雇用政策課)	中高年齢者(概ね45歳以上)を対象とした就職相談窓口「ミドル・シニア仕事センター」を設置し、県内企業等での就職を支援する。	キャリアカウンセリング、職業紹介及び就職後のフォローなど寄り添い型の支援を実施した。 また、新規企業開拓・企業訪問活動を行った。求職者のニーズや適性に合った求人開拓を行った。 ・求人者数 1,014人、求職者数 327人、就職者数 174人	・R2年度のミドル・シニア仕事センターの求職者数、求人者数、就職者数はいずれも増加。 ・引き続き、中高年齢者に対する就職相談窓口を設置し、寄り添い型の就職支援を行う。	キャリアカウンセリング、職業紹介及び就職後のフォローなど、寄り添い型の支援を実施する。 ・新規企業開拓・企業訪問活動を実施し、求職者のニーズや適性に合った求人情報を開拓する。 ・窓口のない地域での求職者の利便性の向上を図るため、オンライン相談や公式SNSアカウントを開設する。
30	③高齢者の尊厳を支えるケアの推進(地域包括ケアシステムの推進)	介護従事者向け認知症研修事業 (高齢者福祉課)	介護に携わる職員等を対象に、認知症高齢者介護に関する専門的な知識及び技術を習得するための実践的研修を実施することで介護サービスの質の向上	1. 認知症介護実践研修 2回開催 ・実践者研修 2回開催 ・実践リーダー研修 開催なし ・基礎研修 4回開催 ・開設者研修 1回開催 ・管理者研修 2回開催 ・計画作成担当者研修 2回開催	1. 認知症ケアの実践を図るため、引き続き、専門的な知識・技術の習得に向けた研修を行っていく。	1. 認知症介護実践研修 ・実践者研修 4回開催 ・実践リーダー研修 1回開催 ・基礎研修 4回開催 ・開設者研修 1回開催 ・管理者研修 2回開催 ・計画作成担当者研修 2回開催 2. 権利擁護推進員養成研修 2回開催

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
30	③高齢者の尊厳を支えるケアの推進(地域包括ケアシステムの推進)	認知症サポーター養成事業(高齢者福祉課)【再掲】 地域包括支援センター運営支援事業(高齢者福祉課)	認知症になっても安心して暮らせる地域をつくるため、認知症について正しい知識をもち、認知症の人やその家族を支える人(サポーター)の育成 各保険者が設置する地域包括支援センターの運営支援を行い、地域支援事業、新予防給付の円滑な導入を図り、もって地域包括ケアの仕組みを確立	認知症サポーター養成講座の開催(市町村実施分を含む) 養成数:3,422名 (R2年度末 養成講座受講者累計 90,547名) 地域包括支援センターの住民向け周知パンフレット作成・配布 9月～東部校、西部校開講 受講生:東部校37名、西部校19名 修業期間:2年間	認知症サポーター養成講座の開催(市町村実施分を含む) 養成数:5,000名 地域包括支援センター職員への研修 地域包括支援センター職員との情報提供 地域包括支援センターの住民向け周知	令和3年度実施計画
31	④互助の仕組みづくりの推進(社会参加の促進)	高齢者大学校運営事業(高齢者福祉課)	島根県高齢者大学校の運営、高齢者に継続的かつ計画的な学習の場を提供するため、原則満60歳以上の学生を募集	9月～東部校、西部校開講 受講生:東部校37名、西部校19名 修業期間:2年間	カリキュラムの改編等により、引き続き地域社会の担い手としての人材育成を目指した学習の場の提供の充実に努める。	9月～東部校、西部校開講(新学習区分) 定員:東部校50名、西部校25名 修業期間:2年間 島根県社会福祉協議会への事業支援
32	⑤権利擁護の推進	市町村老人クラブ連合会助成事業外(高齢者福祉課) 日常生活自立支援事業(地域福祉課)	市町村老人クラブ連合会が行う社会参加や健康づくり等の各活動への支援 島根県老人クラブ連合会における活動推進員の活動や健康づくり支援事業への取り組みへの支援	市町村老人クラブ連合会の行う次の取り組みへの支援 ①活動促進 ②健康づくり・介護予防支援事業 ③地域支え合い事業 ④若手高齢者組織化・活動支援事業 島根県老人クラブ連合会への事業支援	市町村老人クラブ連合会の行う次の取り組みへの支援 ①活動促進 ②健康づくり・介護予防支援事業 ③地域支え合い事業 ④若手高齢者組織化・活動支援事業 島根県老人クラブ連合会への事業支援	引き続き、すべての市町村社協において窓口業務を行う体制を継続し、支援サービスの一層の円滑な実施に努める
32	法人後援受任体制の整備	法人後援受任体制の整備(地域福祉課)	市町村社協が法人後援を受任するために必要な技術的助言等の実施 ・実施主体 ・協賛(受任は、市町村社協) ・後援業務の内容 ・身上監護、財産管理等	引き続き、すべての市町村社協において窓口業務を行う体制を継続し、支援サービスの一層の円滑な実施に努めた。	成人後援者の確保が困難な場合に、市町村社協が受け皿になることができた。今後もニーズに応えることができるよう、市町村社協に対する支援を継続する。	引き続き、市町村社協が法人後援を受任するために必要な技術的助言を行う。
		地域見守りネットワークの構築支援(環境生活総務課)	高齢者等の消費生活上押に配慮を要する消費者の被害を防止するため、本人や家族等への注意喚起や啓発等に加え、地域の関係者が連携して見守り活動を行う消費者安全確保地域協議会(地域見守りネットワーク)の構築を推進する。	市町村地域見守りネットワークの設置状況調査(5月) ・市町村の巡回訪問説明(11～12月) 市町村の巡回訪問説明(7月) ・地域見守りサポーター研修会(開催希望なし) ・地域見守りサポーター養成講座(開催希望なし) 島根県高齢消費者被害防止対策協議会(2月2日)の開催(地域見守りネットワーク)の構築を推進する。 ・独居高齢者向け消費者被害防止啓発マスキュラの作成・配布(10月・33,000部)	市町村地域見守りネットワークの設置状況調査(6月) ・地域見守りサポーター担当者会議(11月) ・地域見守りサポーター研修会(開催希望の2カ所) ・地域見守りサポーター養成講座(開催希望の2カ所) ・島根県高齢消費者被害防止対策協議会(1月) ・高齢者向け啓発グッズの作成・配布	

## II 各人権課題に対する取組

### 4. 障がいのある人

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
33	①障がい者理由とする差別解消の推進 ②障がい者理由とする差別解消の促進	障がい者理由とする差別解消推進事業 (障がい福祉課)	障がいの特性や必要な配慮等に関する普及啓発活動(あいサポーター運動)に取り組むとともに、差別的事象への対応のための体制の整備	令和2年度実施状況 ○あいサポーター運動 ・あいサポーター研修の講師となるあいサポーター研修の実施 ・あいサポーター運動に取り組む企業・団体を「あいサポーター企業・団体」として認定 ・新聞などによる広報活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう鳥取県聴覚障害者情報センターと回線を結んだテレビ電話を設置 ○障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会において、関係機関と相談事業の共有を図り、相談への対応力を強化	前年度までの成果・今後の目標等 着実に実施しているが、あいサポーター数を増やすため今後も引き続き実施していく必要がある。	令和3年度実施計画 ○あいサポーター運動 ・あいサポーター研修の講師となるあいサポーター研修の実施(あわせて研修資料を改定予定) ・あいサポーター運動に取り組む企業・団体を「あいサポーター企業・団体」として認定 ・新聞などによる広報活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう鳥取県聴覚障害者情報センターと回線を結んだテレビ電話を設置 ○障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会において、関係機関と相談事業の共有を図り、相談への対応力を強化
34	③特別支援教育の推進	人権ユニバーサル事業 (人権回和对策課)	平成28年度新規事業。東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした人権尊重社会実現に向けた取り組みの展開	今年度はハルピックをテーマに実施 (「1-7」障害者及び聴覚者等」を参照)	東京オリンピック・パラリンピックを契機とした人権尊重社会実現に向け、今後も県民に人権を身近なものとして考え、機会を提供していく。	○あいサポーター運動 ・あいサポーター研修の講師となるあいサポーター研修の実施(あわせて研修資料を改定予定) ・あいサポーター運動に取り組む企業・団体を「あいサポーター企業・団体」として認定 ・新聞などによる広報活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう鳥取県聴覚障害者情報センターと回線を結んだテレビ電話を設置 ○障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会において、関係機関と相談事業の共有を図り、相談への対応力を強化
35	④特別支援教育の推進	地域生活支援事業 (障がい福祉課)	ノーマライゼーション理念の実現に向け、障がい者の地域での生活の質的向上や社会参加を促進するための各種事業の実施	今年度はハルピック・ハルピックを契機とした人権尊重社会実現に向け、今後も引き継ぎ実施していく必要がある。	2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした人権尊重社会実現に向け、今後も、県民に人権を身近なものとして考え、機会を提供していく。	・島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心に相談支援や人材育成を実施し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
	④履がいのある人の理解を促めるための福祉教育の推進	人権教育研修講座(教育指導課)(教育センター)	教職員に対する特別支援教育の推進に向けた研修の実施	<p>3. 新任教職員研修 269名(特別支援教育)</p> <p>I 幼稚園教諭・学校専修教諭 1月27日</p> <p>II その他の職種・職種の教諭・新規採用者 10月1日(西部)、2日(東部)</p> <p>4. 教職経験6年目研修 204名(特別支援教育)</p> <p>東部8月7日、西部8月6日</p> <p>5. 中堅教諭等資質向上研修 148名(特別支援教育)</p> <p>11月20日※自主研修</p> <p>6. 新任講師等研修 ※いずれも「特別支援教育」を研修内容とする第2回研修の期日のみ記載</p> <p>松江9月17日(64名)、出雲9月24日(36名)、浜田9月15日(63名)、隠岐9月17日(21名)※遠隔研修</p> <p>7. 管理職研修(新任副校長・新任教頭)</p> <p>7月10日※自主研修(60名)</p> <p>「特別支援教育」(特別支援教育課)</p> <p>小・中学校教頭実践型実証研修</p> <p>松江9月18日、出雲9月17日、浜田9月17日、隠岐9月10日(292名)</p> <p>これからの特別支援教育のあり方「(特別支援教育課)</p> <p>8. 管理職研修(新任校長)</p> <p>7月31日※自主研修(51名)</p> <p>「特別支援教育」(特別支援教育課)</p> <p>小・中学校長実践型実証研修</p> <p>8月31日※自主研修(290名)</p> <p>これからの特別支援教育のあり方「(特別支援教育課)</p> <p>ミドルリーダー育成研修</p> <p>10月16日(39名)</p> <p>「特別支援教育」の視点からの学校経営「(鳥取大学附属特別支援学校 長 三木裕和氏)</p>	<p>3. 新任教職員研修 263名(特別支援教育)</p> <p>I 特別支援学校教諭 5月13日、14日</p> <p>II 小・中・高教諭 5月14日(松江)、20日(出雲)、13日(西部)</p> <p>兼課教諭、栄養教諭 5月13日</p> <p>実習教員、幼稚園教諭 5月14日</p> <p>1月28日</p> <p>4. 教職経験6年目研修 207名(特別支援教育)</p> <p>8月2日、4日、9日、6日のいずれか1日</p> <p>5. 中堅教諭等資質向上研修 171名(特別支援教育)</p> <p>I 幼稚園教諭 8月19日</p> <p>II 上記以外の者 8月2日、3日、4日のいずれか1日</p> <p>6. 新任講師等研修 ※いずれも「特別支援教育」を研修内容とする第2回研修の期日のみ記載</p> <p>松江9月22日(49名)</p> <p>出雲9月15日(47名)、浜田9月17日(35名)</p> <p>7. 管理職研修(新任副校長・新任教頭)</p> <p>5月28日(76名)</p> <p>「特別支援教育」(特別支援教育課)</p> <p>8. 管理職研修(新任校長)</p> <p>5月25日(64名)</p> <p>「特別支援教育」(特別支援教育課)</p> <p>ミドルリーダー育成研修</p> <p>10月13日(40名)</p> <p>「特別支援教育」の視点からの学校経営「(鳥取大学附属特別支援学校 長 三木裕和氏)</p>	
	特別支援教育研修講座(教育指導課)(教育センター)	教職員に対する特別支援教育の推進に向けた研修講座の実施	<p>生徒理解や特別支援教育に関する主な研修講座</p> <p>・生徒理解と支援講座 9月10日</p> <p>・特別支援教育専門講座 9月9日</p> <p>・特別支援学校・特別支援学級における授業づくり講座 10月1日</p> <p>・特別支援学級担任3年目研修 東部7月9日 西部7月7日</p> <p>・小・中学校特別支援学級、通級指導教室新任担当教員研修</p> <p>第1回 4月22日</p> <p>第2回 松江12月4日 出雲11月24日 西部11月19日</p> <p>第3回 東部11月27日 西部11月20日</p> <p>・特別支援学級担任スキルアップ研修</p> <p>第1回 東部7月2日 西部6月30日</p> <p>第2回 学校会場 全6回 9～12月</p> <p>第3回 東部1月21日 西部1月19日</p> <p>・新任特別支援教育コーディネーター研修</p> <p>東部5月26日 西部6月27日 隠岐5月28日</p>	<p>・初めて県内の公立学校で講師として勤務する者を対象に、特別支援教育の推進について講義を行い、特別支援教育の基本的な事項について理解を図ることができた。</p> <p>・新任の副校長、教頭を対象に特別支援教育の推進について自主研修と講義、演習を通して、管理職としての資質能力を高めることができた。</p> <p>・新任の校長を対象に特別支援教育の推進について自主研修を通して、学校経営責任者としての資質能力を高めることができた。</p> <p>・鳥取大学附属特別支援学校校長三木裕和氏による講話「特別支援教育の視点からの学校経営」を行い、ミドルリーダーとして学校運営の中心的役割を担うための力量を高めることができた。</p> <p>・特別支援教育の推進に向けた研修を実施することで、障がいのある児童生徒への支援の在り方について理解を深めるとともに、実践のためのスキルを高めることができた。</p>	<p>生徒理解や特別支援教育に関する主な研修講座</p> <p>・生徒理解と支援講座 9月10日</p> <p>・特別支援教育専門講座 9月9日</p> <p>・特別支援学校・特別支援学級における授業づくり講座 10月1日</p> <p>・特別支援学級担任3年目研修 東部7月9日 西部7月7日</p> <p>・小・中学校特別支援学級、通級指導教室新任担当教員研修</p> <p>第1回 4月22日</p> <p>第2回 松江12月4日 出雲11月24日 西部11月19日</p> <p>第3回 東部11月27日 西部11月20日</p> <p>・特別支援学級担任スキルアップ研修</p> <p>第1回 東部7月2日 西部6月30日</p> <p>第2回 学校会場 全6回 9～12月</p> <p>第3回 東部1月21日 西部1月19日</p> <p>・新任特別支援教育コーディネーター研修</p> <p>東部5月26日 西部6月27日 隠岐5月28日</p>	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果、今後の目標等	令和3年度実施計画
37	⑤地域生活の充実	障がい者スポーツ振興事業 (スポーツ振興課)	島根県障がい者スポーツ大会の開催。全国大会、中四国ブロック予選会への選手派遣及び選手強化	令和2年度実施状況 ・第20回全国障がい者スポーツ大会 10/24～26(鹿見島県) ⇒ 新型コロナウイルスのため大会中止 ・第21回全国障がい者スポーツ大会中四国ブロック予選会 5/6～6(島根県) サッカー(知的) ⇒ 新型コロナウイルスのため大会中止 5/23～24(岡山県) バスケットボール(男・女)(知的) ⇒ 同上 6/13～14(山口県) ハレーボール(知的、精神) ⇒ 同上 6/13～14(広島県) ソフトボール(知的) ⇒ 同上 ・第22回島根県障がい者スポーツ大会 4/29 ボウリング・水泳(松江市) ⇒ 新型コロナウイルスのため大会中止 5/10 陸上(松江市) ⇒ 同上 5/23 卓球・アーチェリー(出雲市) ⇒ 同上 6/7 フライングディスク(浜田市) ⇒ 同上 7/11 ボッチャ(松江市) ⇒ 同上 9/19 ソフトバレーボール(江津市) ⇒ 同上 10/3 グラウンドゴルフ・ソフトボール(出雲市) ⇒ 同上 11/14 バドミントン(出雲市) ⇒ 同上	新型コロナウイルスの影響により、実施することができなかった事業が多くあった。今年度は、十分な感染症対策を行ったうえで、事業を実施していく必要がある。	令和3年度実施計画 ・第21回全国障がい者スポーツ大会中四国ブロック予選会 5/15～16(愛媛県) ソフトボール(知的) 5/22～23(岡山県) サッカー(知的) 6/12～13(徳島県) バスケットボール(男・女)(知的) 6/12～13(高知県) ハレーボール(知的、精神) ・第22回島根県障がい者スポーツ大会 4/29 ボウリング・水泳(松江市) 5/8 陸上(松江市) 5/15 フライングディスク(浜田市) 5/22 卓球・アーチェリー(出雲市) 6/6 ボッチャ(松江市) 9/4 ソフトバレーボール(江津市) 11/13 グラウンドゴルフ・ソフトボール(出雲市) 11/27 バドミントン(出雲市)
38	⑥就労支援の取組	障がい者の雇用促進・安定 事業 (雇用政策課)	ノーマライゼーション理念の実現に向け、障がい者の地域での生活の質的向上や社会参加を促進するための各種事業の実施 市町村が実施する事業に対し、助成	令和2年度実施状況 ・島根県障がい者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを設置(社会福祉法人へ委託)し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。 相談支援・移動支援・コミュニケーション支援、地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施	確実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。 県内の民間企業における実雇用率は年々上昇しているが、障がい者雇用が更に進むよう、引き続き啓発を進める。 障がい者雇用の促進に係る啓発パンフレットの作成 ・障がい者雇用促進フォーラム(出雲・益田)の開催(参加者数) 10月6日 出雲会場 38名 10月13日 益田会場 33名	令和3年度実施計画 ・「障がい者雇用促進」(9月)における広報 ・障がい者雇用促進に係る啓発パンフレットの作成 ・障がい者雇用促進フォーラム(雲南・浜田)の開催 ・障がい者雇用の促進に係る啓発パンフレットの作成 ・障がい者雇用の促進に係る啓発パンフレットの作成 ・障がい者雇用の促進に係る啓発パンフレットの作成



## Ⅱ 各人献課題に対する取組

### 5. 同和問題

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
①	教育・啓発の推進 (人権同和教育課)	人権教育地域活性化事業 (人権同和教育課)	地域の実態に即した人権課題の解決 方策について、地域ぐるみで協議	令和2年度実施状況 第1回担当者会 教育事務所ブロックごとに実施(9月) ・講演「であいつながら差別解消を目指す北芝のまちづくり ～だれもが安心してすみつづけられるまちへ～」 ・講師 暮らしづくりネットワーク北芝 丸岡明樹さん 中村幸希さん ・浜田会場(10月19日)、出雲・隠岐サテライト会場(10月20日) 第2回担当者会 教育事務所ブロックごとに実施(11～2月)	人権教育の組織と取組の活性化をねら ている。2回の担当者会、研修会を行っ ている。各町村の課題を明確にした上、い ろいろな人を巻き込んで人権啓発を推進し たりするきかけづくりが役立っている。ま た、町村の自主的な取組にもつながっ た。今後、テレビ会議システムを活用した 研修の持ち方を検討していく必要がある。	令和3年度実施計画 第1回担当者会 教育事務所ブロックごとに実施(5～6月) ・講演「であいつながら差別解消を目指す北芝のまちづくり ～だれもが安心してすみつづけられるまちへ～」 ・講師 暮らしづくりネットワーク北芝より ・松江会場(8月5日)、浜田会場(8月6日)、隠岐サテライト会場(同日) 第2回担当者会 教育事務所ブロックごとに実施(11～2月)
		人権を考える泉民のつどい (人権同和教育課)	泉民全体を対象として実施する人権教 育及び啓発のための、人権教育啓発 活動展及び講演	期日:11月15日(日) ・会場:ふれあいセンター(浜田市) ・講師:湯浅誠さん ・「浜田市人権啓発のまちづくり推進大会」「島根県同和教育推進協議会 連合会突撃集会」と共催	「しまね人権エッセイコンテスト」と同開催し たことにより、多様な催し物への参加が可 能となり、研修・啓発が深まった。 町村推進協議会からの参加者が減少 傾向にあるので、趣旨説明の徹底も含め 参加を促す働きかけを改めて行う必要が ある。	期日:10月24日(日) ・会場:石川文化ホール ラメール(雲南市) ・講師:石川 結貴さん ・「雲南市人権問題を考える市民の集い」「島根県同和教育推進協議会連 合会突撃集会」と共催
		人権教育研究促進事業 (人権同和教育課)	地域の実態に即した人権教育の促進 を図るため、市町村同和教育推進協 議会の連合会組織である島根県同和 教育推進協議会に委託	ブロックの実態・課題を踏まえた上で 講師を決定したり、研修方法を工夫した りすることにより、各地域の多くの人権・同和 教育推進者の学びを深めることができた。 委託事業として、今後引き継ぎ、島根 県同和教育推進協議会連合会との連携を 密にし、趣旨に沿った内容の実施と参加を 促していく必要がある。	ブロックごとに研修会を実施予定 新型コロナウイルス感染症予防のため、例年と違う形で実施するブロック もある。	研修会を実施予定 新型コロナウイルス感染症予防のため、例年と違う形で実施するブロック もある。
		人権教育指導資料作成事業 (人権同和教育課)【再 掲】	人権教育に係る指導資料の作成など を通して、学校教育、社会教育におけ る人権教育の充実を図る。	人権教育担当主任等研修において配布予定であったが新型コロナウイルス 感染症予防の観点から中止となり今年度は配布していない。	保護者啓発リーフレット知っていま すか?子どもたちが学んでいる同和問題の 歴史は、研修中止のため配布していな い。	人権教育担当主任等研修において配布予定。
		差別意識の解消に向けた教 育の推進 (教育指導課)	各種研修や学校訪問指導における啓 発	校内研修を実施し、着実に成果を上げつ つあるが、今後も同和問題や人権に関す る理解を深め、適切な指導が継続して行 うことができる必要がある。	1. 教育センター研修や校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高 める。また、教科指導やホームルーム活動を中心として人権教育を進める とともに、機会を捉えて適切な指導を行うように促していく。 2. 教育センターによる学校訪問においては、教科指導をはじめ教育活動 全体を通じて、発達段階に応じた学習が深まる視点に立った助言をする。	1. 教育センター研修や校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高 める。また、教科指導やホームルーム活動を中心として人権教育を進める とともに、機会を捉えて適切な指導を行うように促していく。 2. 教育センターによる学校訪問においては、教科指導をはじめ教育活動 全体を通じて、発達段階に応じた学習が深まる視点に立った助言をする。
		人権啓発指導者養成事業 (人権同和教育課)【再 掲】	各地域及び各種団体の指導者養成	1 社会人権・同和教育啓発基礎講座 11月4日、11月19日、11月30日(松江市) 11月6日、11月17日、12月2日(浜田市) 開催回数3回×2会場 2 社会人権・同和教育啓発専門講座 専門講座 6月29日、7月6日、7月22日、8月5日 開催回数4回(大田市) 社会人権・同和教育隠岐講座 9月2日、9月3日 開催回数2回(西の島町 隠岐の島町(サテライト)) 3 人権・同和教育地域域中核指導者養成講座 新型コロナウイルス感染症予防のため中止 4 人権・同和教育地域域中核指導者連絡協議会 1月29日 開催回数1回(浜田市)	1. 社会人権教育・啓発基礎講座 5月24日、6月2日、6月7日 出雲市 5月26日、6月3日、6月11日 益田市 2会場×3回シリーズで実施 2 社会人権教育・啓発専門講座 専門講座 6月30日、7月6日、7月21日、8月3日 浜田市 隠岐講座 8月31日、9月1日 隠岐の島町、西ノ島町(サテライト) 3 人権教育地域域中核指導者養成講座 9月30日、10月20日、11月5日、12月6日 大田市 4 人権教育地域域中核指導者連絡協議会 1月28日 出雲市	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
41	①教育・啓発の推進	人権啓発指導者養成事業 【啓発】 【啓発】	各地域及び各種団体の指導者養成	令和2年度実施状況 5 公民館等「人権・同和教育関係者研修」11月25日(松江市) 9月14日(出雲市) 10月8日(大田市) 10月29日(浜田市) 11月9日(益田市) 開催回数1回×5会場 6 「人権・同和教育を考える女性の集い」新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、全体の研修会は中止。その代わりに、研修資料を作成作成部数1500部 7 同和教育青年団体研修 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、全体の研修会は中止。各団体で研修を行い、その様子を実行委員会で情報交換	5 従来からの公民館職員とともに、市町村の公民館担当者に加え、支障体制も含めた研修や意見交換をすることができた。勤務態勢等により参加が難しい市町もあり、市町により連携した取組が必要である。 6 実行委員会形式による参加団体の主体的な運営に大きな意義があることを確認している。全体の研修会は実施できなかつたが、研修資料を作成し各団体の研修で積極的に活用する動きが出てきている。 7 参加者の意欲、学びに対する姿勢が共に前向きで、効果的な研修となっている。	5 人権教育公民館等関係者研修 11月9日 松江市 11月30日 出雲市 9月14日 大田市 10月7日 浜田市 10月28日 益田市 6 人権・同和教育を考える女性の集い 8月29日 大田市 7 同和教育青年団体研修 12月初旬 雲南市
42	②就労問題への取組	若年者等の職業訓練事業 (雇用政策課)	若年者等の職業訓練を実施し、関連産業界等への早期就職を円滑にすることにより雇用の安定を図る。	県立高等技術校において公共職業訓練を実施 東部高等技術校 7コース 定員140名 西部高等技術校 2コース 定員 20名	R2年度の就職者数 69人 関連産業界へ多くの人材を輩出しており、引き続き職業訓練を実施していく。	県立高等技術校から民間教育訓練機関に委託して職業訓練を実施 東部高等技術校 7コース 定員141名 西部高等技術校 2コース 定員 20名
43	③就労問題への取組	職転職者等の職業訓練事業 (雇用政策課)	新たな職業に必要な技能・知識等を習得するための職業訓練を実施し、職転職者等の円滑な再就職を支援する。	県立高等技術校から民間教育訓練機関に委託して職業訓練を実施 東部高等技術校 40コース 580名 西部高等技術校 16コース 211名	R1年度就職者数 310人 (R2年度は未確定) 多くの方の再就職につながっており、引き続き職業訓練を実施していく。	県立高等技術校から民間教育訓練機関に委託して職業訓練を実施 東部高等技術校 49コース 496名 西部高等技術校 15コース 189名
		人権教育推進連絡協議会 (人権回和教育課)	様々な支援を必要とする児童生徒への進路保障の取組を進めるための、協議や情報交換の実施	進路保障に向けた人権教育の推進に向けて、共通理解を促すため、人権回和教育課と教育事務所担当者及び人権・同和教育専任教員との協議・情報交換の場とする。 ・第1回(4月6日) ・第2回(2月26日) 市町村教育委員会の人権・同和教育担当者等が対象 ・あすてらす会場(4月24日) ・隠岐合庁会場(6月2日) ※コロナウイルス感染症により両会場とも中止し、資料配付のみとした。	進路保障についての理解を促すとともに、進路を図るための具体的な情報交換をすることができた。 また、市町村教委の担当者対象として実施している鳥取県進路保障推進協議会で、コロナや貧困、LGBT等、昨今の人権課題についての発表および協議を通じて、市町村教育委員会との連携を深めることができた。	第1回を4月6日に実施。第2回は令和4年2月に実施予定。 あすてらす会場を4月23日に、隠岐会場を6月1日に実施。
		鳥取県進路保障推進協議会 (人権回和教育課)	様々な支援を必要とする児童生徒に対する進路保障のための学習支援、体験活動や交流活動の実施	人権回和教育課及び教育事務所担当者、人権・同和教育専任教員が県内19市町村のすべてを訪問し、人権・同和教育担当者との連絡会議を開催し意見交換を行った(8月～12月)	支援を要する児童生徒を対象に特別な指導を行うことを趣旨として進路保障にかかわる支援加配校を中心に取組が行われてきた。しかし、支援を要する子ども達の数は増加し、学校教育主体の取組だけでは、子どもや家庭の実情に即した支援の充実を図ることは困難な状況にある。このことから、令和3年度からは新規事業を立ち上げ、教育と福祉の連携のもと、進路保障の取組の発見的再構築を図ることとし、本事業を休止することとした	(休止)

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
44	④生活環境への取組	地方改善施設整備費補助金 (厚生労働省) (人権回対策課)	生活環境等の改善を図る必要のある地域の住民の生活環境等の改善を図るため、市町村が設置する共同施設等の整備に要する費用の一部を補助し、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図る。	令和2年度は申請がなかった。 今後とも必要に応じて事業を実施する。	令和2年度は申請がなかった。 今後とも必要に応じて事業を実施する。	令和3年度は申請がなかった。 今後とも必要に応じて事業を実施する。
	⑤産業振興への取組	起業家スクール開催事業 (中小企業課)	起業のために必要な基礎知識などを学ぶスクール(運輸講座)を開催する。	<p>「しまね起業家スクール」実行委員会(構成団体:島根県商工会連合会、島根県商工会議所連合会、島根県信用保証協会、公益財団法人しまね産業振興財団、島根県)を組織し、実行委員会から運営団体に委託する方法により実施。</p> <p>令和2年度は、浜田会場での開催は行わず、オンラインでどこからでも受講できる環境を整備する。</p> <p>1. 運営団体(委託先) しまね産業振興財団</p> <p>2. 開催日時 7月11日(土)～12月12日(土)(全12回)</p> <p>3. 会場 テクノパークしまね ※オンライン受講可</p> <p>4. 講師 株式会社三十八花堂 保田厚子氏など</p> <p>5. 内容 各回のテーマ「マーケティングを考える」、「ビジネスプラン作成」、「ビジネスプラン発表会」など</p> <p>6. 受講料 マイントアップ編2千円、ブラッシュアップ編8千円、両方受講8千円(学生は受講料半額)</p>	<p>令和2年度、第21期起業家スクールは39名(オンライン10名)が受講し、28名(オンライン5名)が修了。事業計画作成、プレゼンテーション等 起業・創業に向けてのスキルの習得とともに、ネットワーキングを構築できる場を受講生に提供した。</p> <p>今後とも、対象者のニーズ把握を行い、内容の充実に努めたい。</p>	<p>「しまね起業家スクール」実行委員会(構成団体:島根県商工会連合会、島根県商工会議所連合会、島根県信用保証協会、公益財団法人しまね産業振興財団、島根県)を組織し、実行委員会から運営団体に委託する方法により実施。</p> <p>令和3年度も、浜田会場での開催は行わず、オンラインでどこからでも受講できる環境を整備する。</p> <p>1. 運営団体(委託先) しまね産業振興財団</p> <p>2. 開催日時 6月12日(土)～10月30日(土)(全12回)</p> <p>3. 会場 テクノパークしまね ※オンライン受講可</p> <p>4. 講師 株式会社三十八花堂 保田厚子氏など</p> <p>5. 内容 各回のテーマ「マーケティングを考える」、「ビジネスプラン作成」、「ビジネスプラン発表会」など</p> <p>6. 受講料 マイントアップ編2千円、ブラッシュアップ編8千円、両方受講8千円(学生は受講料半額)</p>
	中小企業等経営革新支援 (中小企業課)	経営革新計画の策定においての相談、計画の承認、承認後に各種の支援策の紹介を通じて経営革新の支援の実施	<p>経営革新(新商品や新役務の開発等、商品の新たな生産等の方式の導入)に取り組もうとする中小企業者等。</p> <p>・計画承認申請の受付期間 随時</p>	<p>令和2年度の承認件数は前年度の40件から増加し66件で、年間の目標件数である50件を上回った。</p> <p>今後とも継続して新たな案件の掘り起こしを行っていく必要がある。</p>	<p>経営革新(新商品や新役務の開発等、商品の新たな生産等の方式の導入)に取り組もうとする中小企業者等。</p> <p>・計画承認申請の受付期間 随時</p>	
	事業継続力強化アドバイザー派遣事業 (中小企業課)	経営力の強化や事業承継などについて、経営に関する専門的なアドバイスが必要としている中小企業者に対してアドバイザーを無料で派遣	<p>1. 実施機関 商工会議所、商工会連合会</p> <p>2. 派遣実績 派遣先企業数211件(延べ派遣数757回) うち建設業対策分14件(延べ派遣数43回)</p>	<p>各企業の課題に応じた専門家の派遣により、効果的かつ計画的な経営改善への取り組みを支援することができた。</p> <p>建設業の異分野進出や経営改善等に貢献した。</p> <p>近年、事業者が抱える課題も多様化してきており、事業者の成長発展への支援のみならず、技術ノウハウの継持・向上、安定的な雇用の維持等に取組む事業の持続的発展への支援を図っていく。</p>	<p>1. 経営構造コンダクターの委嘱 1人 コンダクターの委嘱 1人 活動日数 108日/年 経費負担 コンダクターの人員費及び活動経費を負担</p> <p>2. 委託先の設置 2カ所</p>	
	担い手育成緊急地域対策事業 (農畜産課)	経営の細かい農業が多く占める地域(担い手育成緊急地域)の活性化を図るため、経営構造コンダクターを配置するとともに、新規作物や新技術の導入等、農業経営の改善に向けた取り組みの実施	<p>1. 経営構造コンダクターの委嘱 1人 コンダクターの委嘱 53日/年 経費負担 コンダクターの人員費及び活動経費を負担</p> <p>2. 委託先の設置 2カ所</p>	<p>経営改善を目指した生産技術の向上や収量・安定経営の指導を行った。</p> <p>しかし、安定経営に向けた生産量を確保できていないことなど、今後も、技術指導等に取り組み、経営改善に向けた支援を進めていく。</p>		

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
46	⑥隣保館活動への支援及び相談機能の充実	同和対策推進事業 (人権同和对策課)	隣保館の運営及び整備に要する経費の一部補助 隣保館が設置されていない地域での生活相談等へ対応するための経費の一部補助	1. 隣保館への運営費補助 対象: 6市町 7隣保館 2. 隣保館以外での隣保事業への補助 対象: 10市町(隣保館を設置する4市町を含む)	運営費補助により、市町村が隣保館等で行う隣保事業の円滑な運営や事業の充実等に大きく寄与した。	隣保館の運営及び整備に要する経費の一部補助 隣保館が設置されていない地域での生活相談等へ対応するための経費の一部補助。
47	⑦「えせ同和行為」の排除	えせ同和行為対策事業 (興奮組織犯罪対策課)	えせ同和行為対策関係機関との連携強化、及びえせ同和行為の排除に関する広報・相談活動の実施	1. 公益財団法人島根県暴力追放県民センターや関係機関との一層の連携強化と情報交換の推進 ・(公財)島根県暴力追放県民センターと随時情報交換を実施した。 2. 懇切丁寧な相談対応と違法行為に対する徹底した取締り ・えせ同和関係の相談及び事件認知なし 3. 被害防止を目的とした講習会開催の推進と広報活動の強化 ・不当要求防止に関する講習会等 35回実施、813人が受講	関係機関との情報交換を実施し、特に行政機関を対象とする各種講習会等において、アンケート調査結果及びえせ同和行為被害の類型を説明し、不当要求行為等への対応要領の指導を行うことで、えせ同和行為への対策を図った。 今後も引き続き、関係機関と緊密に連携して有益な情報交換を行い、講習会等の開催を推進して、えせ同和行為の認知度を高め、対応要領を向上させることで被害防止に努める。	1. 公益財団法人島根県暴力追放県民センターや関係機関との一層の連携強化と情報交換の推進 2. 懇切丁寧な相談対応と違法行為に対する徹底した取締り 3. 被害防止を目的とした講習会開催の推進と広報活動の強化

## II 各人権課題に対する取組

### 6. 外国人

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
48	①外国人住民の人権を尊重する啓発の推進	人権ユニバーサル事業 (人権同和対策課)【再掲】	平成28年度新報事業。東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした人権尊重社会実現に向けた取組の展開	今年度はハンセン病をテーマに実施(「7-7」患者及び感染者等)を参照) 1. 各種研修等を通して、外国人児童生徒等が直面する諸問題に対する理解を深め、共生社会の実現に向けて、学習指導や生徒指導等の指導力の向上をより図っていくことを目指す。 2. 教科指導やホームルーム活動の中で、人権尊重の精神を基盤とした国際理解教育を進めるよう、各種研修において教職員を支援していく。 3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、留学生の受け入れや海外への修学旅行はなかったが、これまで交流してきた現地の高校生等とオンライン会議で交流したり、大學生の留学生と交流したりすることで、国際理解教育を一層進めようとする。	1. 研修を依頼し、内容を改善しながら、共生社会の実現を目指し、今後も継続した指導の積み重ねが必要である。 2. 研修等とおして教員の理解と指導力向上を図ったが、今後も内容の充実を検討しながら継続する必要がある。 3. オンライン会議による交流、大學生の留学生との交流を通して、外国の文化や外国人に対する理解が深まった。今後も継続していく必要がある。	人権ユニバーサル事業 ・外国人の人権を考える集い 日時：令和3年10月24日(日) 場所：雲南市加茂文化ホールラメール 内容：ワーキングショップ、啓発展示等
49	②外国人住民が暮らしやすい地域づくりの推進	人権啓発ライブラリー事業 (人権同和対策課)	差別解消に向けた教育・啓発の推進 (教育指導課)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供 県内の外国人住民の増加に伴い、外国人住民との共生社会を目指すための事業の実施	人権課題の解消に役立っており、今後も取り組んでいく必要がある。 イベントの開催等を通じて、関係機関や参加者に対し、外国人住民への差別・偏見の解消のための理解促進を図った。今後とも、あらゆる機会を通じて理解啓発活動を充実させる必要がある。 当該年度の日本語教室開設状況をとりまとめ、情報提供に努めた。また、地域訪問型日本語教室や、やさしい日本語の普及事業を実施した。今後、このような取組を充実させる必要がある。	1. 多文化共生意識の醸成 (1)日本人住民向け多文化共生セミナーの実施 (2)外国人住民向け多文化共生イベントの実施 2. 日本語学習の環境整備 (1)日本語教室の運営支援(日本語教室MAPの作成) (2)日本語教室不在地域における日本語学習環境の整備 (訪問型日本語教室の開催) (3)やさしい日本語普及事業
		人権啓発ライブラリー事業 (人権同和対策課)	日本語指導を必要とする生徒及びその保護者、中学卒業後の進路について、周知のうえ、実態及びニーズを把握し、課題に対応した方策立案に資する。	1. 多文化共生意識の醸成 (1)日本人住民向け多文化共生セミナーの実施 ・開催実績：14箇所(参加者：494人) (2)外国人住民向け多文化共生イベントの実施 ・開催実績：2箇所(参加者：75人) 2. 日本語教室の運営支援 外 (1)日本語教室の運営支援(日本語教室MAPの作成) (2)日本語教室不在地域における日本語学習環境の整備 (訪問型日本語教室の開催) ・ポランテニア養成講座参加者：66人 ・訪問日本語教室学習者：69人 (3)やさしい日本語普及事業 ・開催実績：18件 3. 災害時外国人サポーター養成講座の実施 ・開催実績：2箇所(参加者：39人)	外国人住民の防災意識の向上とともに、災害時外国人サポーター登録者の増員のため、研修会を開催した。(受講者のうち6名が新規に登録) 公立高校の重点受入校である道高、定時制として支援体制を構築した当該高校への日本語指導が必要な生徒の進学が増加した。よりよい支援体制の構築が必要である。	災害時外国人サポーター養成講座の実施
		人権啓発ライブラリー事業 (人権同和対策課)	日本語指導を必要とする生徒及びその保護者、中学卒業後の進路に係る二一入調書を実施	日本語指導を必要とする生徒及びその保護者、中学卒業後の進路に係る二一入調書を実施	令和2年度で終了	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
50	③外国人住民のた めの労働環境の整 備	外国人材雇用情報提供窓口 (雇用政策課)	外国人材の雇用が適正に行われるよ う企業等に対する情報提供を行う。	令和2年度実施状況 ・県内企業等からの外国人材の雇用に関する相談に応じた。相談対応件 数 90件 ・外国人材の雇用に関するセミナーを開催した。 オンラインセミナー 3回(建設業分野)	コロナ禍で新たに受け入れる外国人材の 人数は増えていないが、引き続き、外国人 材雇用情報提供窓口を通じて情報提供を 行う	県内企業等からの外国人材の雇用に関する個別相談 ・外国人材の雇用に関するセミナーや出前講座 ・県内企業を対象とした外国人材活用実態調査
51	④外国人住民のた めの相談体制の充 実	しまね多文化共生推進事業 (文化国際課) 【再掲】	県内の外国人住民の増加に伴い、外 国人住民との共生社会を目指すため の事業の実施	1. 外国人地域サポーターの配置 ・サポーター数: 8市に配置、15個人・団体に委嘱(うち外国人住民4名) ・活動実績: 581件 ・活動内容: 情報提供、現状・ニーズ把握、相談窓口の紹介、同行支援 等 2. 多言語による相談体制の充実 ・ポルトガル語対応相談スタッフ2名、ベトナム語対応相談スタッフ1名 を配置 ・三者通話システムの活用により14か国語に対応 ・専門家(弁護士・臨床心理士)による個別相談体制を整備 ・利用実績: 1,810件	複雑・深刻な内容の相談が増えており、そ れぞれ外国人地域サポーターと市町村・関 係機関との連携により支援を行った。今後 も地域と密着した支援が必要である。 外国人住民の増加に伴い、相談体制を充 実するため、ポルトガル語対応のスタッフ を1名増員し、三者通話システムを14か国 語対応とするなど機能の充実に取り組ん だ。 今後も外国人住民への支援体制を強化 するため、相談体制・機能の充実に努め ていく必要がある。	1. 外国人地域サポーターの配置 2. 多言語による相談体制の充実 ・ポルトガル語対応の相談員2名、ベトナム語の翻訳対応の相談員1名 を配置 ・専門家(弁護士・精神科医等)による個別相談の実施 ・医療通訳を養成・確保

## Ⅱ 各人権課題に対する取組

### 7. 患者及び感染者等

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
52	①ハンセン病回復者の支援とハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進	ハンセン病に関する普及啓発事業 (健康推進課)	ハンセン病にかかるとの普及啓発活動	啓発リーフレットの作成・頒布、図書館や県庁ロビー、人権フェスティバルでの啓発展示、元患者家族に対する補償金相談窓口の設置  小学校高学年を対象とした副読本の配布	ハンセン病問題への正しい理解はある程度広まっているものの、さらに広げ、かつ深めるため、島根県健康協会と協働して普及啓発活動を引き続き行うとともに、市町村との連携を図ることや民間団体への支援によって、より効果的な普及啓発ができる体制づくりを進める必要がある。	啓発リーフレットの作成・頒布、図書館や県庁ロビー、人権フェスティバルでの啓発展示、元患者家族に対する補償金相談窓口の設置  小学校高学年を対象とした副読本の配布
53	②HIV感染者等に対する正しい知識の普及・啓発の推進	人権ユニバーサル事業 (人権同和対策課)	患者及び元患者、その家族がその人権を尊重されなくなる見や差別を受けることなく安心して暮らせる地域社会づくりの推進	外編講師による講演会 「ハンセン病問題を考える集い」 日時：令和2年10月5日(月) 場所：島根県民会館大ホール(松江市)、参加者：532人	日本におけるHIV感染者とエイズ患者を合わせた新規報告数は、近年、年間1300件〜1400件の間推移している。島根県では、平成2年から平成19年までに感染者9名、患者3名であったが、平成20年以降は感染者12名、患者7名の状況である。	1. 世界エイズデーキャンペーン(12月1日) 対象者：県民一般 内容：街頭キャンペーン、無料の相談及び検査  2. HIV検査普及週間(6月1日〜7日) 対象者：県民一般 内容：普及週間に合わせて無料の相談及び検査
54	③感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進	性感染症やエイズ予防に対する正しい知識の普及活動 (健康推進課)	性感染症(エイズを含む)に対する正しい理解と認識を深めるための研修	管理職や市町村教育委員会担当者に対する施設説明会や研修等で新しく改訂された、「学校保健計画策定の手引」に基き、委員を対象とした「性に関する指導」表位置付け、周知・啓発を図った。また、学校保健計画の見直しや県教育委員会が作成している「性に関する指導の手引」等の活用についても周知・啓発を行った。	保健所における検査件数は、年間254件となっているが、新規報告者は男性が多く、感染経路も同性間の性的接触が高いため、「保健所の相談窓口、無料・匿名検査」の周知を図る。	健康教育研修・・・対象：小中高特別支援学校の学校保健担当教員(浜田、益田健康事務所管内、木田市以西の県立学校) 健康事務所研修・・・対象：小、中、高、特別支援学校の養護教諭(松江、出雲、隠岐教育事務所管内、松江、出雲、隠岐地区の県立学校) 内容：「性に関する指導の手引」や「学校保健計画策定の手引」～しなまっ子元
54	④感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進	感染症予防体制整備事業 (感染症対策室)	感染症の患者に良質かつ適正な医療を提供することで、患者の早期の社会復帰を図る	結核予防週間(9月24日〜30日) 対象者：県民一般 内容：研修会等、媒体を活用した啓発	高知県では年間80名前後の新規結核患者が発生しており、その8割が65歳以上の高齢者となっている。高齢者には結核の特異的な症状が見られないことも多く、発見が困難なこともあることから、高齢者施設や医療機関を対象とした研修会を実施するほか、県民への結核についての正しい知識の啓発を実施する。	結核予防週間(9月24日〜30日) 対象者：県民一般 内容：研修会等、媒体を活用した啓発
54	⑤感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進	肝炎予防体制整備事業 (肝炎対策室)	肝炎の患者に良質かつ適正な医療を提供することで、患者の早期の社会復帰を図る	肝炎予防週間(7月27日〜8月2日) 対象者：県民一般 内容：肝炎各種啓発広報 肝炎無料検査(委託医療機関実施、保健所実施) 肝炎相談(保健所実施)	ウイルス性の肝炎については、肝硬変や肝がんにつながる必要はない。早期発見により治療につながる必要がある。そのために、誰もが一生に一度は検査を受けていただくよう周知し、また、感染者に対しては差別をなくすため、ウイルス性肝炎についての正しい知識の普及啓発を図る必要がある。	肝炎予防週間(7月27日〜8月2日) 対象者：県民一般 内容：肝炎各種啓発広報 肝炎無料検査(委託医療機関実施、保健所実施) 肝炎相談(保健所実施)
54	⑥感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進	感染症予防体制整備事業 (感染症対策室)	感染症の患者に良質かつ適正な医療を提供することで、患者の早期の社会復帰を図る	感染症患者に対する医療費の公費負担 対象者：感染症患者 内容：入院勧告患者への公費負担 結核医療の公費負担	感染症患者に対する医療費の公費負担を適切に実施する。	感染症患者の治療に係る医療費の公費負担 対象者：感染症患者 内容：入院勧告患者への公費負担 結核医療の公費負担



## II 各人権課題に対する取組

### 8. 犯罪被害者とその家族

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
57	①犯罪被害者等に対する理解の増進	被害者支援講演会の開催 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	犯罪被害者等の置かれている状況について県民の理解と配慮の促進を図るため、犯罪被害者等による講演会の開催	令和2年度実施状況 (1) 日時:11月21日(土) 場所:県民会館 講師:岩城 順子氏 参加人数約70人 サポートセンター開催後援 (2) 日時:11月20日(木) 場所:県警察学校 講師:江角田利子氏 参加人数約30人 (3) 中学・高校生に対する「命の大切さを学ぶ教室」※7回	犯罪被害者等の置かれている状況について、県民の理解を深めるため、重要であり、講演会の開催を通じて、社会全体で被害者を支える気運の醸成を図った。 今後、被害者等の講演会や中高生を対象として「命の大切さを学ぶ教室」等の被害者支援講演会を開催するため、令和3年度は各中学、高校に希望調査を行い、年間の計画を策定した。	令和3年度実施計画 (1) 日時:11月6日(土) 場所:県民会館 講師:加藤 裕司氏 参加人数約70人 サポートセンター開催後援 (2) 日時:9月初旬 場所:県警察学校 講師:未定 参加人数約20人 (3) 中学・高校生に対する「命の大切さを学ぶ教室」※15回予定
58	②犯罪被害者等に対する支援の推進	犯罪被害者週間における啓発活動の実施 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	「犯罪被害者週間」において、被害者支援に対する県民の理解を深めるための啓発事業を集中的に実施	令和2年度実施状況 1 啓発パネルの展示(警察署・役場・各種合等) ・11/11～12/3までの間、いきいきプラザ島根で犯罪被害者支援パネル展示、関連図書等の展示 ※県と県警で共同実施 ・11月中 各警察署ロビー、イオンモール出雲、浜田市役所、各地区文化祭、各地公民館等において展示 2 街頭啓発活動の実施(各駅・大型ショッピング施設等) ・11月24日(火) JR松江駅、イオン松江店等 その他、11月中において、出雲市駅、伊勢マート神西、ゴールデンピアおおち、江津、浜田市役所、西郷港、各地区文化祭等においてチラシ配布を実施。 3 その他 ・マスメディアによる広報を実施 ・新聞広報(考えの県政) ・ラジオ放送(FM山陰、山陰放送) ・松江、安来、大田、浜田、益田市内のケーブルテレビにおいて放送等	啓発パネルの展示、街頭啓発活動などの広報活動により県民の理解を深めるための啓発を行った。今後も広く県民の理解を深めるため、犯罪被害者週間期間中に東西部の偏りの無い開催に努める。	令和3年度実施計画 1 テレビ、ラジオ、新聞、メールマガジン等、様々な広報媒体の活用による窓口広報 ※県と県警で共同実施 ①の取組に同じ 2 リーフレット等の関係機関への配布 3 犯罪被害者週間における街頭での広報活動(大型ショッピング施設等) 4 警察音楽隊コンサートにおける広報
59	③犯罪被害者等に対する支援の推進	各種相談窓口の広報・周知 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	犯罪被害者等に対する総合窓口や各種相談窓口の広報・周知により、利用の促進	令和2年度実施状況 1 テレビ、ラジオ、新聞、メールマガジン等、様々な広報媒体の活用による窓口広報 ※県と県警で共同実施 ①の取組に同じ 2 リーフレット等の関係機関への配布 3 犯罪被害者週間における街頭での広報活動(大型ショッピング施設等) ①の取組に同じ 4 警察音楽隊コンサートにおける広報 未実施	様々な機会を通じて、消費とくらしの安全に設置の犯罪被害者等支援総合窓口ほか、各種相談窓口を広報・周知しており、今後も継続して実施する。	令和3年度実施計画 1 テレビ、ラジオ、新聞、メールマガジン等、様々な広報媒体の活用による窓口広報 ※県と県警で共同実施 ①の取組に同じ 2 リーフレット等の関係機関への配布 3 犯罪被害者週間における街頭での広報活動(大型ショッピング施設等) 4 警察音楽隊コンサートにおける広報
60	④犯罪被害者等に対する支援の推進	犯罪被害者等への支援活動の推進 (県警広報県民課)	捜査過程における犯罪被害者等の経済的・精神的負担を軽減するため、各種施策の推進	令和2年度実施状況 1. 被害者支援要員による各種支援活動の実施 130件 2. 犯罪被害者等へのカウンセリング等支援の実施 19件4人 ・規定改正の実施(対象期間を1年から3年へ拡充) 3. 初回診療料、診断書料等の公費支出 29件 ・規定改正の実施(身体犯被害者に対する初回診療料の公費負担の新設、性犯罪被害者に係る公費負担対象犯罪の拡大) 4 司法解剖遺体の搬送に係る費用の公費支出 0件	犯罪被害者等の経済的・精神的負担を軽減するため、各種施策を推進した。捜査過程における犯罪被害者等の経済的・精神的負担の軽減を図る。	令和3年度実施計画 1. 被害者支援要員による各種支援活動の実施 2. 犯罪被害者等へのカウンセリング等支援の実施 3. 初診料、診断書料等の公費支出 4 司法解剖遺体の搬送に係る費用の公費支出

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
58	②犯罪被害者等に対する支援の推進	犯罪被害者等への支援活動の推進 (県警広報県民課)	捜査過程における犯罪被害者等の経済的・精神的負担を軽減するため、各種施策の推進	令和2年度実施状況 5. 司法解剖遺体の遺体修復の公費支出 0件 6. 犯罪発生直後の一時避難場所の確保 0件 7. ハウスクリーニングに係る費用の公費支出 0件 8. 「被害者の手引」等の交付による情報提供活動 9. 警察署における重安室備品等の整備 ・ 遺体引き渡し前に要する消耗品等の配備 ・ 死傷者多数発生時のフルシートの配備 ・ 被害品還付時の精神的負担に配慮した紙袋の配備 10. 性犯罪被害者用代替着の整備 ・ 男性被害者用の代替着の整備 11. 再被害防止資器材の活用による安全確保 被害者支援用防犯ブザー付き携帯電話貸出し 4人	前年度までの成果・今後の目標等 1. 犯罪被害者等による講演会を開催し、警察に対する思いや要望を聞くなど理解を深めた。今後も専科等において犯罪被害者等による講演会を開催するなど、教養や研修に努める。 2. 各種専科、研修での講義 ・ 被害者支援要員等研修会 7月29日、31日 ・ 各種専科等における教養 8日 3. 被害者支援連絡協議会による活動 ・ シミュレーション訓練 ・ 事例に関する意見聴取	令和3年度実施計画 5. 司法解剖遺体の遺体修復の公費支出 6. 犯罪発生直後の一時避難場所の確保 7. ハウスクリーニングに係る費用の公費支出 8. 「被害者の手引」等の交付による情報提供活動 9. 警察署における重安室備品等の整備 10. 性犯罪被害者用代替着の整備 11. 再被害防止資器材の活用による安全確保 被害者支援用防犯ブザー付き携帯電話貸出し 1. 被害者支援専科の実施 9月初旬(5日、10人程度) 2. 各種専科、研修での講義 3. 被害者支援連絡協議会による活動
59	③犯罪被害者等に対する支援のための体制整備の推進	関係機関・団体との連携強化 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	民間支援団体に対する支援 関係機関・団体との連携強化	1. 民間被害者支援団体「島根被害者サポートセンター」に対する犯罪被害者等が選ばれることなく支援を受けることができる体制を作るための財政的援助及び犯罪被害者の同意を得た情報提供制度の推進 ・ 民間被害者支援団体「島根被害者サポートセンター」に対する犯罪被害者等が選ばれることなく支援を受けることができる体制を作るための財政的援助及び犯罪被害者の同意を得た情報提供制度の推進 ・ 民間被害者支援団体「島根被害者サポートセンター」に対し、委託料等により財政的支援を行ったほか、ボランティア養成講座へ講師を派遣するなど、人的支援を行った。「犯罪被害者等早期援助団体」として、今後も犯罪被害者等が選ばれることのない支援を受けることが出来るよう、引き続き支援を行うほか、情報提供を行っていく。 2. 「島根被害者サポートセンター」に対し ・ 犯罪被害者等支援普及啓発業務を委託(環境生活総務課) ・ 犯罪被害者支援業務を委託(県警 広報県民課)	1. 「島根県被害者支援連絡協議会」による情報交換 2. 「島根県被害者支援連絡協議会」による情報交換 総会の開催(未定) 犯罪被害者による講演会の開催(未定) 3. 地域単位で設置されている「被害者支援ネットワーク」総会の開催 4. 市町村犯罪被害者等支援施策担当者会議(中止につき資料配付)	1 「島根県被害者支援連絡協議会」による情報交換 2 「島根県被害者支援連絡協議会」による情報交換 総会の開催(未定) 犯罪被害者による講演会の開催(未定) 3 地域単位で設置されている「被害者支援ネットワーク」総会の開催 4 市町村犯罪被害者等支援施策担当者会議

## II 各人権課題に対する取組

### 9. 刑を終えて出所した人等

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
60	①刑を終えて出所した人等に対する理解の増進	人権啓発ライブラリースタッフ(人権同和対策課)【再掲】	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	人権課題の解消に役立っており、今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供
61	②刑を終えて出所した人の社会復帰に向けた支援体制の推進	再犯防止推進事業(地域福祉課) 島根県地域生活定着支援センター事業(地域福祉課)	1再犯の防止の推進に関する法律に基づき、地域の実態に応じた再犯防止等に関する施策を実施 高橋又は障害により自立が困難な矯正施設退所者に対して、福祉サービスにつなげることで、地域生活への定着をはかり社会復帰に向けた支援を行う。	地方再犯防止推進モデル事業を実施し、関係機関の連携を進めた。 地方再犯防止推進計画策定のための有識者会議を設置し、検討を進めた。 入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、矯正施設退所後に向けた支援を行った。	再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、地域の実態に応じた再犯防止等の施策の在り方について、関係機関と検討を行い、「島根県再犯防止推進計画」を策定する。 入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、矯正施設退所後に向けた支援を行う。	

### 10. 性的指向、性自認等(LGBT等)

62	①県民に対する取組	人権啓発事業(人権同和対策課)【再掲】	差別や偏見をなくすための啓発活動の推進	資料展示など	地域団体と連携を図りながら今後も啓発に取り組んでいく必要がある。	資料展示など
63	②学校における取組	人権啓発ライブラリースタッフ(人権同和対策課)【再掲】 人権教育指導資料作成事業(人権同和対策課)【再掲】	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供 人権教育に係る指導資料の作成などを通して、学校教育における人権教育の充実を図る。	啓発資料の整備・提供 令和元年度に作成したリーフレットを、教育委員会や県内各学校へ配布を行う。その上で、教職員等へ周知を図っていくために、リーフレット活用呼びかけや教職員研修の実施を行う。	人権課題の解消に役立っており、今後も取り組んでいく必要がある。 LGBT等への教職員の理解、学校の相談体制の整備などをさらに図っていく必要がある。	啓発資料の整備・提供 人権教育指導資料作成事業は、毎年、様々な人権課題等について学校で活用する際の引ききりリーフレットを作成しています。令和2年度については、「問題事象から学ぶために」という問題事象が生じたときの対応の手引きを作成しています。令和3年度の指導資料作成についても内容について検討を進めているところです。

### 11. インターネットによる人権侵害

64	①インターネットに情報通信メディアを利用した差別事象への対応	人権啓発ライブラリースタッフ(人権同和対策課)【再掲】	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	人権課題の解消に役立っており、今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供
	②インターネットに情報通信メディアを利用した差別事象への対応	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	人権課題の1つとして今後もモニタリングを実施して必要がある。 インターネットモニタリングの運用 市町村職員等を対象としたモニタリング研修の実施、指導 悪質な投稿に対する法務局への通報	インターネットモニタリングの運用 市町村職員等を対象としたモニタリング研修 県立大学(学生・教職員)に対するモニタリング研修

12. 様々な人権課題

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
65	①ブライパシーの保護 ②迷信	人権啓発ライブラリー事業 (人権同和対策課)【再掲】 人権啓発ライブラリー事業 (人権同和対策課)【再掲】	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供 啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供 啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	人権課題の解消に役立っており、今後も取り組んでいく必要がある。 人権課題の解消に役立っており、今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供 啓発資料の整備・提供
66	③アイヌの人々	人権啓発ライブラリー事業 (人権同和対策課)【再掲】 (総務部総務課)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供 啓発資料・電光掲示板による周知・広報	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供 「拉致問題」に関するポスター」を、県庁及び県内市町村で継続的に掲出する	人権課題の解消に役立っており、今後も取り組んでいく必要がある。 各種活動を実施することにより、県民に対して着実な啓発を行うが、 拉致問題解決に向けて、今後も継続的に取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供 「拉致問題」に関するポスター」を、県庁及び県内市町村で継続的に掲出する
67	④北朝鮮当局によって拉致された被害者等					
68				北朝鮮人権啓発週間パネル展(県庁ほか)の実施 県民堂での啓発DVD放映、啓発資料配付の実施 山陰中央新報「県民だより」へ特定失踪者の情報提供等を掲載を実施 拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示であるブルーリボンの着用の呼びかけを実施	北朝鮮人権啓発週間パネル展(県庁ほか)の実施 県民堂での啓発DVD放映、啓発資料配付の実施 山陰中央新報「県民だより」へ特定失踪者の情報提供等を掲載を実施 拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示であるブルーリボンの着用の呼びかけを実施	
69	⑤ホームレスの人権 (地域福祉課)	生活保護制度の活用 (地域福祉課)	フルーリボン運動 最低生活の保障と自立助長	フルーリボン運動 最低生活の保障と自立助長	ホームレス状態であっても必要な方には生活保護の適用を行う等の対応が必要であり、今後も継続して取組を行っていく。	各市町村福祉事務所において、生活保護制度の活用により個々の状況に応じた必要な相談対応及び支援を行う。 また、生活困難者自立支援法に基づき自立相談支援事業及び一時生活支援事業(松江市)と連携しての支援に取り組むほか、一時生活支援事業に関する周知を図る。
70	⑥人身取引(ドラッグ・キング)事件の適切な対応	人身取引事犯対策事業 (警察生活環境課)	関係機関との連携の強化	関係機関との連携強化 入国管理局等関係機関との連携強化と情報交換の推進	例年開催している「不法就労等外国人労働者問題地方協議会」等の会議等を通じ、入国管理局及び労働局等の関係機関と情報交換を行い、関係強化を図った。 今後関係機関相互の連携を密にし、連携強化を図る。	①関係機関との連携強化 ②入国管理局等関係機関との連携強化と情報交換の推進
			警察職員に対する啓蒙	警察職員に対する指導・啓蒙の実施 専科啓蒙、巡回啓蒙等の実施	職員に対し、被害者保護上の留意事項等、人身取引事犯に関する啓蒙資料を作成、配布するとともに、専科等の機会を通じて啓蒙を実施した。 人身取引事犯に対する適正な対応を図るため、今後も職員に対する指導啓蒙を推進する。	①警察職員に対する指導・啓蒙の実施 ②専科啓蒙、巡回啓蒙等の実施
			広報啓蒙の推進	広報啓蒙の推進 各種講演会及び講演会等において、人身取引防止のための広報啓蒙の推進	警察庁・関係機関等で作成された人身取引に関する広報ポスター及びリーフレットを警察署へ配布し、各種講演会等における広報啓蒙活動に利用したほか、外国人を雇用する事業所等において、雇用主や外国人従業員に対する啓蒙を行った。 今後あらゆる機会、媒体を活用し、広報啓蒙活動を推進する。	①広報啓蒙の推進 ②各種講演会及び講演会等において、人身取引防止のための広報啓蒙の推進

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
71	①日本に帰国した中国残留邦人とその家族	中国帰国者帰国後自立促進事業 (高齢者福祉課)	支援関係者、関係機関との連携の強化	市町村協議担当課及び生活保護担当課との連携強化と、支援関係者間の情報交換の推進 ・関係市町の施行事務監査実施予定(10～11月)書面3カ所(新型コロナウイルスの影響による) ・生活保護新任職員研修参加予定(5月)	支援給付制度は生活保護に準ずる制度であり、該当市町村の福祉事務所が所管しているため、引き継ぎ市町村及び生活保護担当課と事務監査等を通じて連携を確保し、今後も支援給付制度の適正な運用等、支援体制の強化を図っていく。	市町村協議担当課及び生活保護担当課との連携強化と、支援関係者間の情報交換の推進 ・関係市町の施行事務監査実施予定(10～11月)実地監査1箇所、書面監査2箇所(新型コロナウイルス感染症の拡大状況で変更あり) ・生活保護新任研修参加予定(6月)
72	⑥災害と人権	自主防災組織リーダー育成 事業 要配慮者・避難行動要支援者対象事業 (防災危機管理課)	研修を通じて男女共同参画の観点にたつた避難所運営や避難行動要支援者の支援体制について理解を深める	【自主防災組織リーダー育成研修】 内容:講演および演習、まらある等 日時:11月28日(土)9:20～17:00 11月29日(日)10:00～16:30 場所:益田市人権センター 参加者人数:39人 【要配慮者・避難行動要支援者実務研修】 内容:講演およびワークショップ 日時:2月12日(金)14:30～16:30 場所:鳥根県民会館 展示ホール 参加者人数:34人	本研修を通して災害対応時における男女共同参画の観点の必要性や避難行動要支援者対策の進め方について理解を深めることで今後の防災人材育成および支援体制の充実を図る	自主防災組織リーダー育成研修:年1回の開催 要配慮者・避難行動要支援者実務研修:年1回の開催
73	⑨その他の人権問題	しまね多文化共生推進事業 (文化国際課) 【再掲】 人権啓発ライブリー事業 (人権回対策課) 【再掲】	県内の外国人住民の増加に伴い、外国人住民との共生社会を目指すための事業の実施	災害時外国人サポーター養成講座の実施 ・開催実績:2箇所(参加者:38人)	外国人住民の防災意識の向上とともに、災害時外国人サポーター登録者の増員のため、研修会を開催した。(受講者のうち6名が新規に登録)	災害時外国人サポーター養成講座の実施
			啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	人権課題の解消に役立っており、今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供

### III 施策の推進

No	基本方針	事業名	事業概要	令和2年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施計画
74	1. 推進体制とフォローアップ	人権施策推進事業 (人権同和対策課)	人権施策推進基本方針に掲げる施策の進行管理を行うことにより、その実効性を確保し、もって、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図る。	「人権施策推進計画」の進行管理 令和元年度事業の実施状況及び令和2年度の事業実施計画を調査・調整のうえ、人権施策推進協議会にて報告を行う。 引き続き、職場研修推進員に対する研修を充実させ、県職員全体の人権意識の向上を図る。	「人権施策推進計画」の進行管理 令和元年度事業の実施状況及び令和2年度の事業実施計画を調査・調整のうえ、人権施策推進協議会にて報告を行う。 引き続き、職場研修推進員に対する研修を充実させ、県職員全体の人権意識の向上を図る。	令和3年度実施計画
75	2. 国や市町村との連携・協力	関係機関との連携 (人権同和対策課)	国・市町村との連携を強化するための体制の整備	1. 国が設置する「島根県人権啓発活動ネットワーク協議会」及び「地域人権啓発活動ネットワーク協議会(県内4地域)」への参画  2. 社会人権・同和教育市町村訪問 ・安来市・吉賀町・浜田市・邑南町・美郷町 ・出雲市・飯南町 ・隠岐の島町・知夫村 (9市町で実施)	各協議会で情報共有ができ、連携して事業を実施することができた。  県の人権・同和教育、啓発の施策を迅速に実施することができた。また、各市町村の取組の成果や課題を共有し、意見・情報交換を行ったことにより、顔の見える関係づくりができた。今後、市町村間の取組の格差や温度差を少なくし、やり甲斐をもつて取り組める基盤整備に努めていきたい。	1. 国が設置する「島根県人権啓発活動ネットワーク協議会」及び「地域人権啓発活動ネットワーク協議会(県内4地域)」への参画  2. 社会人権・同和教育市町村訪問 ・安来市・吉賀町・浜田市・邑南町・美郷町 ・出雲市・飯南町 ・隠岐の島町・知夫村 (9市町で実施)
76	3. 民間との協働の推進	みんなで学ぶ人権事業 (人権同和対策課) 【再掲】	民間団体への委託による啓発活動の実施	みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:6団体 内容:講演会、落語会、ワークショップ等	人権意識を高める貴重な機会として、今後とも積極的に活用していく必要がある	みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:14団体 内容:講演会、落語会、ワークショップ等